

平成21年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成21年3月10日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第28号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について
- 第5 議案第19号 訓子府町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 第6 議案第2号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について
- 第7 議案第3号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第4号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第5号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第6号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第11 議案第7号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第8号 平成20年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第13 町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算関連議案、新年度予算議案、各議案の提案理由の説明

出席議員（9名）

| | | | |
|-----|-------|----|--------|
| 1番 | 橋本憲治君 | 2番 | 西山由美子君 |
| 3番 | 上原豊茂君 | 4番 | 河端芳恵君 |
| 5番 | 工藤弘喜君 | 7番 | 佐藤静基君 |
| 8番 | 山本朝英君 | 9番 | 川村進君 |
| 10番 | 小林一甫君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | |
|------------|--------|
| 町長 | 菊池一春君 |
| 総務課長 | 佐藤明美君 |
| 総務課業務監 | 八鍬光邦君 |
| 企画財政課長 | 佐藤正好君 |
| 企画財政課業務監 | 森谷清和君 |
| 町民課長 | 中山信也君 |
| 福祉保健課長 | 佐藤純一君 |
| 福祉保健課業務監 | 林秀貴君 |
| 農林商工課長 | 山内啓伸君 |
| 建設課長 | 竹村治実君 |
| 水道課長 | 竹村治実君 |
| 教育長 | 山田日出夫君 |
| 管理課長 | 平塚晴康君 |
| 社会教育課長 | 上野敏夫君 |
| 幼稚園・保育園事務長 | 菅野宏君 |
| 社会教育課業務監 | 元谷隆人君 |
| 教育委員長 | 飯田洋司君 |
| 農業委員会会長 | 谷本茂樹君 |
| 監査委員 | 山田稔君 |
| 選挙管理委員長 | 田古久君 |
| 農業委員会事務局長 | 遠藤琢磨君 |
| 会計管理者 | 三好寿一郎君 |

職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 小野良次君 |
| 議会事務局係長 | 小林央君 |

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成21年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員、全説明員の出席であります。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が27件であります。その他、報告が4件のほかに常任委員の選任などがあります。

なお、請願第1号、平成21年度酪農畜産政策・価格対策に対する請願書につきましては、3月9日に請願者、きたみらい農業協同組合と訓子府町農民連盟の合同でありますけれども「3月5日、政府において価格が決定された」ということの申し出がありましたので、請願第1号は、取り下げたい旨の申出書が、橋本議長にありました。議長は受理しましたので、請願第1号につきましては取り下げにいたします。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、4番、河端芳恵君、5番、工藤弘喜君、7番、佐藤静基君、8番、山本朝英君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を先に申し上げさせていただきます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、改めて厚くお礼申し上げます。

本定例町議会にあたりまして、提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、平成20年度各会計補正予算についてでございますが、一般会計歳出の主なものとしまして、議会費では、議員報酬の削減による人件費と執行残による減額補正でございます。

総務費では、各種基金への積立による追加補正、税などの制度改正に伴う各種コンピュータシステム改造、鉄道物件撤去工事などの執行残及び農業委員会委員選挙の無投票による執行残の減額補正。

民生費では、国民健康保険特別会計への繰り出しや児童手当支給対象者の増などによる追加補正と介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を含めた各種事業の執行残に係る減額補正。

衛生費では、老人保健特別会計繰出金や北見地区衛生施設組合負担金及び塵芥処理経費を始めとする各種事業の執行残の減額補正。

労働費では、季節労働者生活資金利子補給の該当者が無かったことなどによる減額補正。

さらに、農林水産業費では、畜産担い手育成総合整備事業や畜産施設整備、各種事業補助金及び農業基盤整備事業負担金、さらには下水道事業特別会計繰出金などのほか、各種事業経費の執行残による減額補正。

商工費では、中小企業特別融資利子補給費や新エネルギービジョン策定事業などの執行残による減額補正。

土木費では、道路・河川・町有住宅整備事業など入札残及び各種管理経費などの執行残による減額補正。

消防費では、前年度繰越金、職員人件費、団員報酬・費用弁償及び消防施設整備費などの執行残による減額補正。

教育費では、訓子府高等学校教育振興会議の通学対策支援事業、小学校の耐震診断業務、教育施設維持管理経費及び各種事業などの執行残による減額補正。

公債費では、長期債及び一時借入金の利子の減額補正。

給与費では、職員の給与削減及び早期退職者に関する人件費の減額補正。

これら、一般会計の事務事業などの決算見込みを行った結果、一般会計では7,636万7,000円の減額補正を提案させていただいているところでございます。

次に、特別会計及び事業会計ですが、最初に国民健康保険特別会計につきましては、一般被保険者療養費給付費、高額療養費、保険財政共同安定化事業拠出金などの追加、財政調整基金積立金や出産育児一時金などの減額などあわせて6,222万4,000円の追

加補正。

老人保健特別会計につきましては、老人保健高額医療費などの追加、老人保健医療費給付費の減額をあわせて、692万4,000円を減額補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者システム改修業務などの追加、広域連合事務費納付金の減額をあわせて、137万1,000円の追加補正。

介護保険事業特別会計につきましては、介護保険システム改修業務、介護給付費準備基金積立金、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金などの追加、各種サービス事業や介護予防業務経費の執行残の減額とあわせて2,936万7,000円の減額補正。

下水道事業特別会計につきましては、農業集落排水及び個別排水の管理費、個別排水処理施設整備の入札残など、2,032万円の減額補正。

水道事業会計につきましては、各種修繕費や工事請負費など、収益的支出及び資本的支出の執行残の合計1,699万6,000円の減額補正を提案させていただいております。

次に、平成21年度の各会計予算についてでございますが、一般会計をはじめ5つの特別会計及び下水道事業会計につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

各会計ともに、住民の福祉に配慮しながらも全般的に財政健全化戦略プランに基づく経費等の圧縮を行う予算となっておりますけれども、改めて、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、条例改正でございます。児童福祉法等の一部改正に伴い「訓子府町乳幼児等医療費の助成に関する条例」、「訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」の一部改正。

介護保険料の激変緩和措置終了に伴うものとして「訓子府町介護保険条例」の一部改正。

また、介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制するための国の交付金の受け皿とする基金として「訓子府町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」制定。

財政健全化戦略プランに基づく報酬及び手当等の改正を行うため「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」と「職員特殊勤務手当支給条例」。

また、職員出張の日当見直しに係る「町職員の旅費に関する条例」と関連する条例の一部改正案。

統計法の改正に伴う「訓子府町個人情報保護条例」の一部改正。

国保税の介護納付金の限度額変更に伴う「町税条例」の一部改正。

ひので保育園の廃止に関連する「訓子府町季節保育所及びへき地保育所条例」と幼稚園の使用料変更に伴う「訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例」の一部改正を含めて、全部で11本の条例改正案を今回提案させていただいております。

次に「訓子府町農業交流センターの一部の長期的な利用」につきましては、軽食喫茶コーナーと地場産品のPR活動など町の活性化を図るため、旧駅舎部分の空きスペースを長期的に商工会に貸付する案件を提案させていただいております。

次に「網走支庁管内町村公平委員会委員の選任」につきましては、管内の公平委員会委員の任期が平成21年3月31日に満了となりますことから、新たな委員の選任について提案をさせていただいております。

最後になりますが、専決処分の報告と致しまして、本年1月26日、町道西19号線と

南8線の交差点での除雪作業中において、除雪車をバックした際に、大谷の伊藤繁樹氏所有の自家用自動車に接触した事故の示談が、このたび成立しましたので報告をさせていただきます。

なお、この件につきましては、2月の臨時会において、川村議員及び山本議員から指摘のあった件で答弁していますとおり、この事故を含めて嚴重注意をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上の27本の案件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

今回の行政報告につきましては、2件させていただきます。

まず、1点目の国民健康保険特別会計の財政状況についてでございます。国民健康保険特別会計は、最近の医療費の大幅な伸びによりまして財政状況が悪化し、特別会計の健全な運営を図るための財政調整基金も底をつく状態となりました。

平成20年度当初の見込みでは、医療費の伸びや医療費制度改革による影響の見通しが立たないという理由から、平成21年度においても税率の引き上げや一般会計からの繰り入れも視野に置いた見込みを立て、平成20年度では、財政調整基金からの繰り入れで運営する予算組みをしていたところでございます。

しかし、予想以上の医療費の伸びにより平成20年度の収支は大幅なマイナス見込みとなっており、財政調整基金からの繰り入れだけでは賄いきれない状況となっております。このため、今議会において平成20年度における財源補填分として、約3,000万円の一般会計からの繰り入れを補正予算として、計上させていただいているほか、平成21年度予算においても一般会計からの財源補填を予定し、その提案をさせていただくこととしております。後期高齢者医療制度の導入などをはじめとする今回の医療制度改革は、国保財政の安定化も視野に入れた改革であります。現状では、今後の財政状況がどの程度改善されていくかも見通しが立たない現状でございます。独立採算が原則の特別会計でございますが、ルール分以外の一般会計からの繰入により収支の不足する財源を補うことは、国民健康保険以外の健康保険加入者に負担を求めることになることから、望ましい形とはいえません。国民健康保険税は、その上限が定められておりますし、高額所得世帯には、負担を求めることができないことから、低所得世帯や中間所得世帯に負担を強いることになる税の引き上げについても慎重な対応が必要でございます。

このように、財政がひっ迫している国民健康保険特別会計の見通しが立たない状況ではありますが、医療費の推移や医療制度改革の動きも見極めながら、国民健康保険の医療費の負担のあり方を議論していくことが、必要な時期にきているものと考えているところでございます。

国民健康保険制度は医療保険の最後の砦^{とりで}でありますし、医療費の適正化や適切に医療機関を受診する住民意識なども大切であります。一方で、国に対する財政支援や制度の改善に対する要望なども行いながら、適切な会計運営に努めてまいりますので、皆さまのご理解を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。国民健康保険特別会計の財政状況に

についての行政報告とさせていただきます。

次に、北網地域活性化協議会の設立等についてでございます。

本年2月18日に網走市で開催された北網広域圏組合理事会におきまして、北海道に返還することにされておりました北網広域圏組合の解散に伴う出資金1億円を観光振興を中心とした北網地域の活性化に資する事業などに活用するため、その資金の受け皿となる「北網地域活性化協議会」の設立と組合財産の処分に係る議会の変更議決の提案を行うことについて決定をいたしました。

この協議会につきましては、任意の協議会で、北網広域圏組合と同じ2市8町で構成するものでございますが、毎年度、北海道と協議し実施する事業に対し、組合から移譲を受け積み立てた基金から2分の1、残りを事業に参加した市町が負担するというもので、実質的には2分の1の補助制度ができたといえるものでございます。事業期間は、概ね5年間とされ、具体的な事業と参加市町の負担割合につきましては、今後、協議会の中で検討することとしておりますが、北海道との協議の中で、組合の解散に伴う基金の処分につきましては、各市町の議会において「1億円は北海道に返還する」旨、議決しているため、これを「1億円は、北網地域活性化協議会に移譲する」ということに変更する議決、いわゆる再議決が必要との考え方が示されたところでございます。

本件につきましては、厳しい財政状況にある北海道が北網地域の要請に理解を示していただいたものでありますし、事業内容によっては参加しないこともできるほか、この場合には町の負担も生じませんので本町としては、この協議会の設立に賛同したところでございます。

北海道が出資した1億円の基金の移譲を受けるために必要な協議会の設立につきましては、2月27日、網走市において「北網地域活性化協議会設立総会」を開催し、正式に設立したところでありますが、議会の再議決につきましては、本議会開会中に「北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更について」の議案を追加提案させていただきたいと考えているところでございます。

以上、北網地域活性化協議会の設立とこれに関連し、今後、追加提案させていただく案件につきまして、報告をさせていただきました。特段のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例議会の行政報告とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間質疑することを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第28号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第28号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書87ページです。

町長。

町長（菊池一春君） 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任につきまして、人事案件でございますので、私からご説明させていただきます。議案書の87ページをお開き願いたいと思います。

議案第28号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任につきまして、地方公務員法第9条の2第2項及び網走支庁管内町村公平委員会規約第3条第1項の規定によりまして、網走支庁管内町村公平委員会委員に次の者を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

記以下についてご説明をいたします。

まず、公平委員会は、網走支庁管内の町村が共同で設置しているものでございまして、この委員として、平成17年4月に選任されご活躍いただきました佐呂間町の宇佐美氏がこの3月31日をもって任期満了となることから、新たに清里町の安井敏和氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

ここで、安井氏の経歴につきまして、簡単にご紹介させていただきます。

安井氏は、昭和13年9月18日生まれの満70歳で、清里町にお住まいでございます。清里町の役場で各課長を歴任された後に、平成元年に教育長、平成5年に収入役、平成7年に助役と平成15年に退任するまで15年間の永きにわたり清里町の特別職を勤められた方でございます。このように安井敏和氏は長年の公務員生活での豊富な行政の経験をお持ちの方でございますし、公平委員として適任者と考えますので、選任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間でございます。

以上、よろしく願います。

議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

議案第19号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、

議案第6号、議案第7号、議案第8号

議長（橋本憲治君） この際、日程第5、議案第19号、日程第6、議案第2号、日程第7、議案第3号、日程第8、議案第4号、日程第9、議案第5号、日程第10、議案第6号、日程第11、議案第7号、日程第12、議案第8号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第19号から、順次説明をお願いいたします。66ページでございます。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の66ページをお開き願います。

議案第19号 訓子府町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を新たに制定しようとするものであります。記以下の別紙であります。67ページの条例案をご説明いたします。

第1条の設置の目的であります。介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために設置するものであります。

第2条の基金に積み立てる額につきましては、訓子府町が国から交付を受ける臨時特例交付金の額となります。今定例議会で介護保険特別会計補正予算で計上させていただいている352万3,000円の見込みとなります。

基金の管理、運用益の処理につきましては、第3条及び第4条に規定するとおりであります。

第5条は、基金の処分についての規定であります。第1号でこの基金は第1号被保険者の保険料について、本年4月からの介護報酬改定に伴う保険料の増加額を軽減するために充てるものとしており、第2号では保険料軽減のための広報啓発や電算処理システムの整備などに要する経費に充てる場合としております。

附則であります。施行期日は公布の日からの施行となります。

またこの条例は、平成24年3月31日限りその効力を失うとしており、その時点で基金に残額がある場合につきましては、国庫に返納することとなるものであります。

以上、訓子府町介護保険従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第2号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように7,636万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ42億2,974万1,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ以降のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど、6ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表及び第3表により説明をさせ

ていただきます。

それでは、4ページの第2表、繰越明許費について説明をいたします。

まず、6款の農林水産業費にあります道営訓子府南部地区畑総事業の720万円と道営訓子府東部地区畑総事業の1,680万円につきましては、事業主体である北海道において、道州制予算分を平成21年度に繰り越して実施することになったことを受け、繰り越しするものでございます。

また、9款、消防費にあります消防庁舎耐震補強実施設計事業241万5,000円と10款、教育費にあります学校給食センター耐震診断事業278万3,000円につきましては、昨年12月の第4回定例町議会で補正させていただいた地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の対象事業であります。事業の特殊性から年度内では、事業期間が短く事業が終了しない見込みのため、21年度に繰り越ししようとするものでございます。

なお、この繰越明許費の説明資料としまして、25ページに繰越明許費に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

次に、5ページの第3表、地方債補正についてであります。まず上の表は、これまでに、ご決定をいただいております起債事業について、それぞれ対象事業費が確定したことに伴い、借入限度額を変更するものであります。このうち下から2項目目の公営住宅建設事業につきましては、交付税措置のない単なる借入金でありますので、将来の実質公債費比率等の財政指数の悪化を抑制する観点から、借り入れを取りやめるものでございます。

下の表にあります訓子府小学校校舎耐震補強事業につきましては、昨年6月の第2回定例町議会で補正予算のご決定をいただいた事業であります。過疎債の適債事業となる見込みであるため、確定事業費の端数を切り捨てた940万円を限度に借り入れを起こそうとするものであります。

ここで、26ページにあります地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。26ページでございます。右端の欄の下から3行目にありますように、平成20年度末の現在高見込額は、63億1,061万円となっております。

続きまして、6ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書について、説明をさせていただきます。主な補正の内容につきましては、時期も年度末になりましたことから、大部分は、事務事業の実績あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算でありますので、特徴的なもののみを説明をさせていただきたいと存じます。

特に、歳入については、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであることが分かるものあるいは、単なる決算見込みによるものなどについては、説明を省略させていただきますので、予めご了承いただきたいと存じます。

まず、6ページの歳入では、8款、1項、1目の地方特例交付金で、181万5,000円を追加しております。これは、交付決定額を基に追加計上するものであります。内訳を申しますと従前の児童手当に係る地方負担分として、30万1,000円を追加するほか、平成20年度から適用される個人住民税に係る住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の実施に伴う地方公共団体の減収分の補てんとして、新たに151万4,000円が交付されるものでありまして、この合計額181万5,000円をここに追加するものでございます。

次に、9款、地方交付税で、普通交付税7,569万6,000円を追加してごさいます。これについては、普通交付税の実績を基に追加するものでありますが、3月下旬に交付される特別交付税に不確定要素がありますことから、3,000万円を留保して、追加計上するものでごさいます。

次に、11款、1項、1目、農林水産業費分担金につきましては、道営畑総事業に係る農業費分担金の減額でありまして、3地区の繰越事業分を除く事業費の確定に伴い、合わせて416万2,000円を減額するものでごさいます。

次に、2項、1目、民生費負担金の1節、社会福祉費負担金で、208万6,000円を減額しておりますのは、説明欄に記載しております事業に係る負担金でありまして、それぞれ歳出予算に連動しての計上でごさいます。

7ページにまいりまして、12款、1項の使用料については、それぞれ決算見込額での補正計上ではありますが、まず、2目、民生使用料の1節、児童福祉使用料の季節・へき地保育所保育料91万9,000円の減につきましては、入園予定園児の減少によるものでありますし、その下の2節、温泉施設使用料182万9,000円の減につきましては、入浴客が減少したことによるものでごさいます。

6目、土木使用料のうち定住促進住宅使用料につきましては、本年度整備した住宅2棟4戸に係る住宅使用料として、新たに34万8,000円を計上したものでごさいます。

7目、教育使用料にあります1節、幼稚園使用料の256万2,000円の追加につきましては、預り保育や延長保育の増によるものであります。

また、3節の保健体育使用料32万3,000円の減については、主にパークゴルフ場の減収によるものでごさいます。

次に、2項、2目、衛生手数料の廃棄物処理手数料210万3,000円の減につきましては、決算見込額を基に減額計上したものでごさいます。

次に13款、1項、1目、民生費国庫負担金の1節、社会福祉費負担金にあります障害者福祉費負担金193万8,000円の減額につきましては、障害者自立支援サービスの利用者減少に伴うものでありまして、その下の障害児を育てる地域の支援体制整備事業負担金79万5,000円の減額につきましては、民生費道補助金として、交付されることが判明したため、8ページの14款、2項、2目、民生費道補助金の1節、社会福祉費補助金にあります障害者福祉費補助金に組み替えを行うものでごさいます。

なお、組み替え先の障害者福祉費補助金では、もともとの対象事業である障害者福祉サービスの利用減少に伴い、25万3,000円の減額が見込まれることから、その差し引き額54万2,000円を追加計上としているものでごさいます。

7ページに戻りまして、2節の被用者児童手当負担金から6節の非被用者小学校終了前特例給付負担金までの補正については、児童手当支給区分ごとの児童数の確定に伴う増減でありますし、その下の7節、保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の軽減額に係る国庫負担金の確定に伴う減額でごさいます。

なお、これらに連動して、8ページの中ほどにあります民生費道負担金においても同様の理由で追加又は減額の計上をしてごさいます。

8ページにまいりまして、2項、1目、民生費国庫補助金の2節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金188万6,000円の追加計上につきましては、へき地保育

所事業のほかに、季節保育所や生後4ヶ月までの訪問事業に係るポイントが加算されることになったことによるものでございます。

次に、3項、2目、民生費委託金の1節、国民年金事務費委託金49万3,000円の追加計上を行っております。これは主に、国民年金名簿移管及び電子画像化に対応するための電算システム改修費が新たに交付されることになったというものでございます。

次に、14款、2項、2目、民生費道補助金の2節、児童福祉費補助金で、放課後児童対策事業補助金103万7,000円の追加につきましては、児童生活館の開設に対する補助であります。本年度の制度改正により、長時間開設加算と障害児受入推進事業に対する補助が追加されたことによる追加でございます。

次に、4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金にありまして草地担い手育成支援特別対策事業補助金196万1,000円の減額につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定に伴うものでございます。

また、次のページの2節、林業費補助金の21世紀北の森づくり推進事業補助金44万1,000円の追加につきましては、民有林振興事業に係る補助金の確定に伴い、追加計上するものでございます。

次に5目、教育費道補助金の放課後子どもプラン推進事業費補助金18万円の減につきましては、子ども放課後教室である竹の子クラブやみつばちクラブに対する補助であり、決算見込額を基に減額計上するものでございます。

次に、3項、3目の農林水産業費委託金の家畜伝染病予防検査委託金24万9,000円の減額計上につきましては、当初、予定していたブルセラ・ヨーネ病検査を19年度に実施したため、減額するものでございます。

次に、15款、2項、1目の生産物売払収入の町有林産物売払収入254万7,000円の追加計上につきましては、町有林の風倒木処理によるものでございまして、材積の増と落札価格が高かったことによるものでございます。

次に、2目、不動産売払収入の畜舎等売払収入355万5,000円の減につきましては、公社営畜産担い手総合整備事業で整備した畜舎等の事業費確定に伴うものでございます。

次に、3目、出資金返還金につきましては、平成20年度をもって解散する北網広域圏組合の出資金返還金として、3,305万円を計上するものでございます。

なお、これにつきましては全額、財政調整基金に積み立てることとし、歳出予算に補正計上しているものでございます。

次に、16款、寄付金につきましては、それぞれ実績に基づき追加計上するものでありまして、2目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金につきましては、29名の方からいただいた総額133万円。それから当初予算計上分の1万円を差し引いた132万円を計上しており、同額を歳出のふるさとおもいやり基金積立金に計上しているものでございます。

また、4目の教育費寄付金15万円の追加につきましては、図書購入のための寄付でありますので、同額を歳出の図書館費で備品購入費として、追加計上をしております。

17款、1項の基金繰入金のうち1目の財政調整基金繰入金につきましては、普通交付税等の一般財源が一定程度確保できましたことなどから、1億1,986万8,000円

を減額してございます。

2目の社会資本整備基金繰入金につきましては、基金充当事業の事業費確定に伴う減額と合わせ、実質公債費比率の抑制のために、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業で購入した塵芥収集車の償還金に基金を充当することとしたほか、借り入れを中止した公営住宅建設事業債の代わりに財源として充当するため、これらの差し引き179万4,000円を追加計上してございます。

3目の減債基金繰入金3,409万2,000円につきましては、財源確保の見通しができたことから、繰り入れを取りやめようとするものでございます。

その下の4目、産業後継者育成基金繰入金につきましては、農業青年等の国外研修の実績がなかったことから、全額減額するものであり、歳出の農業振興費で、同額を減額計上してございます。

10ページにまいりまして、5目の鉄道跡地整備等基金繰入金につきましては、本年度に実施した鉄道跡地不用物撤去事業費の確定とバス待合施設4箇所のうち1箇所を、道道工事の関係で翌年度に実施することとしたことから、合わせて1,077万9,000円を減額計上してございます。

その下の6目、ふるさとおもいやり基金繰入金11万円の計上につきましては、寄付をいただいた中に、定住促進住宅の整備費に充てていただきたいとの意向があったことから、積み立てた133万円のうち、当該寄付金11万円を繰り入れしようとするものでございます。

なお、残り122万円につきましては、21年度以降の事業に充てたいと考えてございます。

次に、他会計繰入金の1目、老人保健特別会計繰入金1万6,000円と、2目、後期高齢者医療特別会計繰入金3,000円の追加につきましては、各会計で生じた預金利子を繰り入れするものであります。

また、3目の介護保険特別会計繰入金につきましては、地域包括支援センター職員人件費分の繰入金として、46万5,000円を追加するものでございます。

次に、一つ飛びまして、19款、4項、1目の受託事業収入の1節、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で、健康診査受託金31万3,000円を減額しておりますのは、受診者の減少によるものでございます。

また、2節、畜産担い手育成総合整備事業収入の草地整備等事業受託金319万8,000円の減額につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定によるものでございます。

また、その下の5項、1目、農業生産基盤整備事業推進交付金にあります持続的農業・農村づくり促進特別対策事業交付金346万円の減額につきましては、道営畑総事業3地区分の事業費確定に伴い減額するものでございます。

次に、6項、5目の雑入にまいりまして、まず、介護保険収入71万8,000円の減額につきましては、町が行う介護予防支援のケアプラン作成に係る介護保険収入であり、当初予算では、654件を見込んでおりましたが、474件におさまる見込みであることから、減額するものでございます。

その下のふるさと銀河線通信ケーブル等売払金につきましては、実績額に基づき441

万7,000円を追加計上するものでございます。

また、下から2つ目の資源ごみ売払金102万3,000円の追加につきましては、町が収集しております資源ごみの売払金でございます。

その下の地域新エネルギービジョン策定事業補助金につきましては、補助対象事業費の確定に伴い、109万5,000円を減額計上するものでございます。

11ページにまいりまして、健康づくり推進地域支援事業助成金30万円の計上につきましては、町が実施しております健康教育事業などが健康づくり財団の助成対象事業に採択されたことによるものでございます。

北網広域圏組合剰余金146万5,000円の計上につきましては、北網広域圏組合解散に伴うものでありますし、北海道ちほく高原鉄道経営安定等基金剰余金につきましては、沿線1市6町を対象とした北見市の基金事業が終了することから、その基金残金を北海道を含めた基金の拠出割合に応じて分配されるものでございます。

いきいきふるさと推進事業助成金200万円の計上につきましては、北海道市町村振興協会からの助成金でありまして、申請どおり助成が受けられる見込みとなったため計上するものでございます。内訳を申しますとさむさむまつりと若がえり学級をはじめとする生涯健康づくり事業に対し、それぞれ100万円が助成になるものでございます。

地域づくり研修会開催支援金30万円につきましては、公民館講座として、実施しました財政分析講座の開催費用として、全額が北海道市町村振興協会から交付されるものでございます。

次に、20款の町債につきましては、第3表のところの説明しましたとおり、1項、2目、土木債の3節、公営住宅建設事業債の借り入れ取りやめによる2,350万円の減額と6目、教育債に計上しました訓子府小学校校舎耐震補強実施設計事業分として、新たに940万円を計上するほか、それぞれ起債対象事業費が確定したことによる補正でありまして、総額で1,860万円を減額計上するものでございます。

続きまして、12ページからの歳出の補正について説明を申し上げます。

冒頭で申し上げましたとおり、歳出につきましても、そのほとんどが事業の実績に基づく整理予算でありますので特徴的なもののみ説明をさせていただきます。

まず、1款の議会費につきましては、議員報酬の見直しによる議員人件費の減額をはじめとする整理予算でありまして、総額179万4,000円を減額計上するものでございます。

次に2款、1項、総務管理費の1目、一般管理費では、経費区分9、情報管理事業の13節、委託料で、コンピュータシステム改造業務として、650万円を減額してございます。この内訳を申しますと後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険税激変緩和対応に係る改造を19年度予算で前倒して実施したことによる減額440万円、それと住民税特別徴収対応システムの改造費の執行残分として、減額210万円となっております。

また、その下の総合行政ネットワークシステム開発業務236万2,000円の減額につきましては、当初、単独導入を予定していたものを北海道電子自治体プラットフォーム、通称「HARP」と呼んでおりますが、この協議会に参加し、共同調達できたことにより、減額するものでございます。

次に、経費区分10の各種基金積立金につきましては、それぞれ歳入で説明した寄付金

や基金の利子を積み立てるほか、財政調整基金では、北網広域圏組合の出資金返還金 3,305 万円を予算積み立てすることになっているほか、社会資本整備基金積立金では、実質公債費比率抑制のための財源確保を目的に、環境分として 5,000 万円を予算積み立てすることになっています。

なお、社会資本整備基金の利子分の積立額が 25 万 5,000 円減となっておりますことから、ここでの計上は 4,974 万 5,000 円の追加ということになっているものごさいます。

この積み立てを行った後の各基金の年度末保有見込額につきましては、資料 3 として、別に配付した資料がごさいますので、これについては、後ほどご覧をいただければというように思います。

次、13 ページにまいりまして、3 目、財産管理費の経費区分 4、鉄道跡地不用物撤去事業の 15 節、工事請負費 1,052 万円の減額につきましては、入札による減のほか、希望者に電柱を無料配付したことによる処分費用の縮減によるものということごさいます。

次に、8 目、企画費の経費区分 1、地方交通対策経費の委託料、バス待合施設設置業務 50 万円の減額につきましては、歳入の鉄道跡地整備等基金繰り入れと連動しておりまして、道道工事の関係上、4 箇所の中の 1 箇所をこれは、西富地区になりますが、翌年度実施にすることにしたものでごさいます。

次に、2 項、2 目の賦課徴収費の 13 節、委託料にありますエルタックスシステム導入業務につきましては、昨年 9 月の定例町議会で補正予算のご決定をいただいた年金支払いデータを取り込むためのものでありますが、先ほど言いました HARP 協議会に参加し、共同構築できましたことから、110 万 5,000 円を減額するものでごさいます。

これに伴い、システムの運用開始が 21 年 4 月になったため、その下にありますエルタックス使用料については、本年度の予算計上が必要なくなりましたので、30 万円全額を減額しているものでごさいます。

次に、4 項、2 目、農業委員選挙費につきましては、無投票となりましたので、投開票に係る予算 193 万 7,000 円を減額計上してごさいます。

次、14 ページの 3 款、1 項、1 目、社会福祉総務費にまいりまして、経費区分 2 の国民健康保険特別会計繰出金 2,697 万 3,000 円の追加につきましては、保険基盤安定負担金や出産育児一時金などのいわゆるルール分の繰り出しに係る減額 311 万 3,000 円と国保会計の財源不足額の補てん分 3,008 万 6,000 円との差し引き額を計上したものでごさいます。

その下の経費区分 5、社会福祉協議会活動費補助金 91 万円の減額計上につきましては、主に事務費の減少によるものでごさいます。

経費区分 8、障害者等福祉事業から経費区分 12 の障害者自立支援特別対策事業につきましては、それぞれ説明欄に記載しております事業の利用実績に基づき追加あるいは減額計上をするものでごさいます。

次に、老人福祉費にまいりまして、15 ページの一番上にあります居宅介護支援事業費補助金につきましては、社会福祉協議会が行っております居宅介護支援事業と訪問介護支援事業の収支不足額に対する補助であり、決算見込額を基に 72 万 2,000 円を減額計

上してございます。

経費区分6の老人保護措置事業の老人福祉施設措置費につきましては、退所者が出たことなどから、8名の予算に対し5名にとどまったため、550万7,000円を減額するものでございます。

経費区分7の高齢者在宅サービス事業につきましては、説明欄にあります事業の利用実績を基に追加あるいは減額計上をしたものでございます。

経費区分8の介護保険特別会計繰出金586万円の減額計上と経費区分14の後期高齢者医療特別会計繰出金61万5,000円につきましては、それぞれ、繰り出し基準に基づく決算見込額を基に補正するものでございます。

次に3目、温泉保養センター費の11節、需用費の燃料費で80万円を減額しておりますのは、重油単価の低下によるものでありまして、今後の給油時期との関係上、金額の多少はありますが、他の施設でも同様に減額計上をしているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

2項、1目、児童福祉総務費の季節・へき地保育所運営事業で共済費と賃金合わせて104万円を減額計上しておりますのは、保育士の異動に伴い、代替保育士を配置し、対応したことによるものでございます。

次に、16ページの4款、1項、1目、保健衛生総務費にまいりまして、経費区分2の老人保健特別会計繰出金95万4,000円の減につきましては、老人保健会計における医療費の減少に伴う町負担金の減額計上でございます。

また、経費区分9の水道事業会計補助金48万5,000円の減につきましては、職員給与4%削減に伴う水道事業職員の人件費分として、減額計上するものでございます。

次に、2項、2目、塵芥処理費の経費区分1の塵芥処理事業にまいりまして、11節、需用費の消耗品費69万5,000円の減額につきましては、指定ごみ袋の購入費が入札により、安くなったことによるものでございますし、印刷製本費33万9,000円の減額につきましては、ごみカレンダーの印刷を庁舎内の印刷に切り替えたことによるものでございます。

12節の役務費につきましては、ごみ袋の販売枚数の減と犬猫等の死骸処理件数の減に伴い、合わせて82万9,000円を減額計上するものでありますし、13節、委託料と17ページの19節、負担金補助及び交付金につきましては、ごみの量が予算を下回っていることに伴うものであり、それぞれ決算見込額をもとに減額計上してございます。

17ページの上の方にあります3目、し尿処理費の北見地区衛生施設組合負担金340万円の減額計上につきましては、主に応益割経費等の減少によるものでございます。

次に、6款、農林水産業費にまいりまして、1項、1目、農業委員会費にあります経費区分1、農業委員会活動費の農業委員の報酬24万1,000円の減額につきましては、月中途から選任された新任委員の数が予算を下回ったことによるものでありますし、経費区分3の農地保有合理化事業で、消耗品費5万3,000円を追加しておりますのは、農地保有合理化促進特別事業事務取扱交付金の追加交付に伴い、計上するものでございます。

なお、他の減額計上については、決算見込に基づく整理予算ということでございます。

次に、2目、農業振興費にあります産業後継者育成基金事業補助金につきましては、国外研修の参加実績がなかったことから、100万円全額を減額計上してございます。

4目、畜産業費にあります13節、508万2,000円の減額とこれは委託料です。それと17節、公有財産購入費355万5,000円の減額につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定に伴う減額計上でございます。

次に、18ページにまいりまして、5目、農業基盤整備事業費では、経費区分1、農業基盤整備事業で道営畑総事業や農道整備事業等に係る負担金の確定に伴い、合わせて1,227万4,000円を減額計上してございます。

経費区分4の下水道事業特別会計繰出金では、合併浄化槽の設置基数の減や修繕料等の経常経費圧縮により、収支不足額が減少したことにより、398万円を減額計上してございます。

経費区分5、集落営農活動支援事業の農地・水・農村環境保全向上活動支援事業負担金につきましては、対象事業費の減少に伴い、55万5,000円を減額計上してございます。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時45分まで休憩をとりたいと思います。

そのあと引き続きやっていただきます。

休憩をいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） それでは、18ページから説明になりますので、18ページが一番下のほうをご覧いただきたいと思います。

7款、1項、2目、商工業振興費にあります経費区分3、商工業振興対策一般経費の中小企業特別融資利子補給費補助金につきましては、新規の運転資金や設備投資の資金貸し付けが、低調なため50万円を減額計上するものでございます。

19ページにまいります。経費区分4の地域新エネルギービジョン策定事業につきましては、事業実績に基づき合わせて91万6,000円を減額計上してございます。

次に、8款、1項、2目、車両運行管理費の経費区分3、除雪車両運行管理費で、車両修繕料として、74万6,000円を追加計上しております。これは、除雪ダンプのミッション故障に伴う修繕料でございます。

2目、道路維持費と3目、道路新設改良費、それと4項、河川費、5項、都市計画費、6項、住宅費につきましては、それぞれ事業費確定に伴う整理予算であります。そのうち、13節、委託料と15節、工事請負費につきましては、それぞれ入札による減ということでございます。

次に、9款、消防費にまいりまして、1項、1目の消防組合費で、北見地区消防組合負担金として、1,159万7,000円を減額しております。この主な要因につきましては、まず、支署費で経費区分1にある消防職員給与費でございますが、町職員に準じ、給料4パーセント減額を行ったことから、職員手当を含め減額計上となっております。

なお、組合内職員相互研修により、署員1名が北見消防署の救助課勤務になったことから、通勤手当として、5万4,000円を新たに計上しているものでございます。

また、団費では、経費区分1、消防団活動経費にあります9節、旅費で、災害等の出勤が少なかったことにより、費用弁償220万5,000円を減額したほか、経費区分3、北海道消防操法大会出場経費の旅費で、訓練出勤に係る費用弁償として、138万5,000円を減額計上してございます。

さらには、21ページにまいりまして、消防組合繰越金というのがございますが、前年度からの繰越金が300万円生じたため、歳出予算から減額するものでありまして、これ以外の整理予算を含め、総額1,159万7,000円を減額計上ということになってございます。

次に、10款、教育費にまいりまして、1項、2目、事務局費の経費区分4、学校教育等一般経費にあります北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金236万4,000円の減額につきましては、主に、通学対策の生徒数が予算の97人に対し、86人ととどまったことのほか、20年度の入学者が少なかったことによる入学準備支援対策経費が、減少したというものによるものでございます。

次に、2項、小学校費の1目、学校管理費にまいりまして、経費区分3、学校施設維持管理事業の11節、需用費の光熱水費で143万5,000円を追加計上してございます。これは、主に、電気料の値上げによるものでありまして、小学校2校とも電気暖房でありますことから、影響が大きく出ているというものでございます。

22ページにまいりまして、2目、教育振興費の経費区分3、就学援助・奨励事業にあります特別支援教育就学奨励費7万3,000円の追加につきましては、認定人数の増加により、予算に不足が見込まれるため、追加計上するものでございます。

次に3項、中学校費の2目、教育振興費の経費区分1、教育振興事業の部活動等派遣費補助金130万円の減額計上につきましては、派遣対象者の減によるものでございます。その下の経費区分2、就学援助・奨励事業で、合わせて85万6,000円を減額しておりますのは、認定人数の減等によるものでございます。

次に、23ページにまいりまして、6項、1目、保健体育総務費の経費区分3、社会体育活動推進事業の19節、負担金・補助及び交付金のうちのスポーツ少年団活動費補助金7万円の減額につきましては、訓子府スケート少年団がなくなったことによるものでございます。その下の第13回網走管内パークゴルフ訓子府大会補助金と第27回網走管内スポーツ少年団水泳大会補助金の各5万円の減額につきましては、大会の中止と北見市開催になったことによるものでございます。

次に、11款、公債費の1項、2目、利子の経費区分1、長期債利子償還につきましては、20年5月に借入れを起こしました19年度債の償還利子確定に伴い、不用額106万9,000円を減額するものでございます。

次に13款、給与費については、総額で5,545万7,000円を減額するものですが、整理予算でありますので、説明は省略させていただきます。

なお、給料を4パーセント削減している関係上、各節とも大きく減額となっております。

事項別明細書の説明は、以上のとおりですが、このほか、今回の補正に係る説明資料として、別に配付しております資料1には、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成してございますので、後ほどご覧をいただければと存じます。

以上、7,636万7,000円を減額する補正予算の特徴的なものについて、説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の27ページをお開き願います。

議案第3号 平成20年度 訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ6,222万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億1,368万円とするものであります。

次に、28ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますのでご覧いただき、その内容につきましては、29ページ以下の事項別明細書によって、説明させていただきます。

はじめに、29ページの歳入について、説明させていただきます。

第1款、国民健康保険税、第1項、第1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計し、医療給付費分253万3,000円、後期高齢者支援金分66万円、介護納付金分26万1,000円をそれぞれ減額し、一般被保険者の保険税総額で345万4,000円を減額するものであります。

第2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、調定額の状況から推計し、医療給付費分14万3,000円、後期高齢者支援金分4万3,000円をそれぞれ減額し、介護納付金分1万9,000円を追加し、退職被保険者等の保険税総額で16万7,000円を減額するものであります。

次に、第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費等負担金につきましては、歳出の一般被保険者分の療養給付費の追加補正と保険基盤安定繰入金の確定に伴い、現年度分療養給付費等負担金2,261万円8,000円を追加するものであります。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金の確定に伴い、12万4,000円を減額するものであります。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費の追加補正に伴い、78万6,000円を追加するものであります。

次に、第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い、12万4,000円を減額するものであります。

第2項、道補助金、第1目、調整交付金の普通調整交付金につきましても、歳出の一般被保険者分の療養給付費の追加補正に伴い、399万円を追加するものでございます。

次に、30ページの第6款、第1項、第1目、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、交付金額の確定に伴い、834万4,000円を追加するものであります。

第2目、保険財政安定化事業交付金につきましても、交付金額の確定に伴い、907万7,000円を減額するものであります。

次に、第7款、財産収入につきましては、財政調整基金の預金利子が、減額の見込みのため、5,000円減額するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、最近の医療費の大幅な伸びにより、歳入歳出予算の調整のための財政調整基金から、ほぼ全額を繰り入れし、1,259万6,000円を追加するものであります。

これによりまして、平成20年度末基金保有見込額は、1,000円となる見込みであり、国保財政調整基金は今年度で底を付く状況となっております。

第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みにより、保険基盤安定繰入金については、総額で95万3,000円の追加、出産育児一時金繰入金157万4,000円、財政安定化支援事業繰入金178万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、その他一般会計繰入金につきましては、国保一般事務に要する経費の70万8,000円の減額と今回の補正により、国保財政調整基金を繰り入れても、なお、収支不足が生じることから、財源補てん分繰入金として、新たに計上する3,008万6,000円との差し引き額2,937万8,000円を追加するものでございます。

次に、第10款、諸収入、第3項、第6目、雑入につきましては、特定健診の受診者数が予定より少なかったことにより、その自己負担額等13万2,000円を減額するものであります。

次に、31ページをお開き願います。歳出について、説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の委託料につきましては、共同電算処理業務の処理件数の増加に伴い、予算に不足が見込まれますので、3万7,000円を追加するものであります。

また、積立金については、財政調整基金積立額の確定及び基金利子分を含めまして、178万9,000円を減額するものであります。

次に、第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、第1目、一般被保険者療養給付費及び第2目、退職被保険者等療養給付費につきましては、1月までの医療費実績から推計し、予算不足が見込まれますので、一般被保険者療養給付費6,200万円、退職被保険者等療養給付費60万円をそれぞれ追加するものであります。

第2項、高額療養費、第1目、一般被保険者高額療養費につきましても、1月までの実績から推計し、予算不足が見込まれるため、500万円を追加するものでございます。

第4項、出産育児諸費、第1目、出産育児一時金につきましては、出産件数が予定より少なかったことから、236万円を減額するものであります。

続きまして、第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目、高額医療費拠出金につきましては、拠出金額の確定によりまして、50万5,000円を減額するものであります。

また、第4目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、拠出金額の確定によりまして、96万1,000円を追加するものであります。

次に、第8款、保健事業、第1項、第1目、特定健康診査等事業費の賃金につきましては、特定健診に係る健康教育指導としての臨時栄養士賃金を6万7,000円減額するものであります。役務費の通信運搬費につきましては、特定健診受診者数が予定より、少なかったことから、郵送料などを9万2,000円減額するものであります。

また、委託料の特定健診業務につきましても、特定健診受診者数が予定より、少なかったことなどから、132万円を減額するものであります。

次に、第2項、保健事業費、第1目、保健事業総務費の健康診査助成金につきましては、脳ドック受診者が、予定より少なかったことにより、24万1,000円を減額するものであります。

以上、平成20年度 国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の32ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ692万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7,971万4,000円とするものであります。

次に、33ページは款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただき、その内容につきましては、34ページ以下の事項別明細書によって、説明をさせていただきます。

この度の補正につきましては、老人医療費の減少などに伴いまして、制度に基づく歳入の減額及び歳出では、事業費を減額補正するものでございます。

それでは、34ページの歳入について、説明させていただきます。

第1款、支払基金交付金、第1項、第1目、医療費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金に減額が見込まれますので、808万9,000円を減額するものであります。

次に、第2款の国庫支出金につきましては、医療給付費などの減少により、医療費国庫負担金の減額が見込まれますので、360万7,000円を減額するものであります。

次に、第3款の道支出金につきましても、国庫負担金同様、医療費などの減少により、医療費道負担金を90万2,000円減額するものであります。

次に、第4款の繰入金につきましても、医療費などの減少により、町の費用負担も減りますので、一般会計繰入金を95万4,000円減額するものであります。

次に、第6款、諸収入、第1項、第1目、預金利子につきましては、老人保健会計に預金利子が生じる見込みのため、預金利子1万6,000円を追加し、第2項、雑入、第2目、返納金は、医療費を不当に受けていた医療機関からの返納金447万2,000円を追加するものであります。

また、第3目、雑入につきましては、医療費の過年度精算分に係る町負担分などの返還金として、214万円を追加するものであります。

次に35ページの歳出について説明させていただきます。

第1款、医療諸費、第1項、第1目、医療給付費につきましては、医療費の減少に伴い、老人保健医療費給付費802万5,000円を減額するものであります。

第2目の医療費支給費は、1月までの実績から推計いたしまして、予算不足が見込まれますので15万1,000円を追加するものであります。

第3目の高額医療費は、高額医療費の増加により、93万4,000円を追加するものであります。

次に、第2款、諸支出金、第1項、第1目、一般会計繰出金につきましては、預金利子が生じますので、一般会計繰出金として、1万6,000円追加するものであります。

以上、平成20年度老人保健特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の36ページをお開き願います。

議案第5号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ137万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,950万3,000円とするものであります。

次に、37ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただき、その内容につきましては、38ページ以下の事項別明細書によって、説明させていただきます。

今回の補正は、主に、制度改正に対応するためのシステム改修の実施と広報経費の補正を行うものでございます。

はじめに、38ページの歳入について、説明させていただきます。

第2款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第2目、事務費繰入金につきましては、広域連合納付金や事務費負担金の決算見込みにより、61万5,000円を減額するものであります。

次に、第3款、諸収入、第2項、第1目、預金利子につきましては、後期高齢者医療会計に預金利子が生じる見込みのため、預金利子3,000円を追加するものであります。

第3項、第1目、雑入の後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、歳出に計上いたしております国の制度改正に伴う広報経費として、広域連合から各市町村に交付されることによりまして、6万2,000円を計上するものであります。

次に、第4款、国庫支出金、第1項、国庫補助金、第1目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、歳出に計上しております平成21年4月以降の制度改正に対応するためのシステム改修に係る経費が国から全額補助されることにより、192万1,000円を計上するものであります。

次に、39ページをお開き願います。歳出について、説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の旅費につきましては、国の制度改正に伴う研修会等が増えたことにより、3万5,000円を追加するものであります。

また、委託料につきましては、平成21年4月以降の保険料軽減などの制度改正に対応するためのシステム改修業務として、新たに計上いたします192万2,000円と後期高齢者システム改修業務の執行残15万円との差し引き額177万2,000円を追加するものであります。

第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましても、国の制度改正に伴う広報経費として、通信運搬費を6万3,000円追加するものです。

次に、第2款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金の事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の清算により、50万2,000円を減額するものであります。

次に、第3款、諸支出金、第1項、繰出金、第1目、一般会計繰出金につきましては、預金利子が生じますので、一般会計繰出金として、3,000円を追加するものであります。

す。

以上、平成20年度後期高齢者医療特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の40ページをお開き願います。

議案第6号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ2,936万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億1,298万5,000円とするものであります。

次に、41ページと42ページの第1表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただき、その内容につきましては、43ページ以下の事項別明細書によって、説明をさせていただきます。

43ページの歳入でございます。

まず、第1款、保険料、第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料につきましては、普通徴収保険料の所得段階による賦課人数の変化によりまして、218万7,000円の減となったものでございます。

次に、第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金につきましては、介護予防事業として、実施をしております「通所型介護予防事業」利用者負担金が、当初の見込より利用件数が少なかったことによりまして、41万2,000円減額するものであります。

第3款の国庫支出金、第1項、国庫負担金につきましては、居宅介護サービス費などの保険給付費が減額となる見込みとなりましたことから、国の負担割合相当額の647万円を減額するものであります。

次に、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、介護給付費見込額の減少及び交付率の変更によりまして、当初予算に対して、149万8,000円を減額するものであります。

第2目の地域支援事業交付金、介護予防事業につきましては、50万3,000円の減額。

第4目、介護保険事業費補助金といたしまして、平成21年度からの介護報酬改定に伴うシステム改修事業に係る補助金37万8,000円を新たに計上するものであります。

第5目、介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護従事者の処遇改善を図るための21年度において、予定されております介護報酬改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するなど目的に臨時特例基金を設置するための交付金352万3,000円を補正するものであります。

第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費見込み額の減少により、1,035万円の減額でございます。

第2目、地域支援事業交付金につきましても対象経費の減少によりまして、62万4,000円の減額となるものでございます。

次に44ページでございます。第5款、道支出金、第1項、第1目、介護給付費負担金につきましても、保険給付費が減額となる見込となりましたことから、438万1,000

0円減額するものであります。

第2項、第1目の地域支援事業、介護予防事業につきましては、25万2,000円の減額。

第6款、財産収入、第1項、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子が当初見込額を上回るということから、1,000円を追加するものでございます。

次に、第7款、繰入金、第1項、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、当初予算において、会計の収支不足額に基金の繰り入れを予定しておりましたが、介護給付費の見込額の減少によりまして、基金の繰り入れを取りやめるものであります。

第2項、第1目、一般会計繰入金につきましては、介護給付費の見込額の減少により、介護給付費繰入金を417万4,000円減額するとともに、地域支援事業、介護予防事業繰入金につきましても、対象事業費の減少によりまして、25万2,000円を減額。

その他、一般会計繰入金は、実績見込により143万4,000円を減額するものであります。

次に、歳出について、説明をさせていただきます。45ページでございます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、13節委託料につきましては、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修を行う経費75万6,000円を追加するものであります。

なお、この経費に関しましては、歳入でご説明いたしましたように2分の1が国からの補助金として、交付をされることになってございます。

第3項、介護認定審査会費、第2目、認定調査費につきましては、介護認定申請件数の減少によりまして、認定調査業務委託料を18万1,000円減額。

第5項、第1目、計画策定委員会費は、平成21年度からの第4期介護保険計画策定に係る経費ですが、計画策定作業が順調に進みましましたので、委員会開催回数が予定より少なく済んだということで、委員報酬12万6,000円を減額するものであります。

第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護、通所介護などの利用が当初見込みを大きく下回ったことにより、1,453万2,000円を減額するものであります。

第5目、施設介護サービス給付費は、施設入所者の入院等による給付日数の減により116万4,000円の減額。

第8目、居宅介護住宅改修費につきましては、給付実績による1件あたりの単価の減少などによりまして、70万円を減額、第9目、居宅介護サービス計画給付費につきましても計画作成見込件数の減少によりまして、220万5,000円を減額するものであります。

第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に対する給付であります、第1項、介護サービス等諸費で、ご説明いたしましたように、全体的にそれぞれのサービス給付費が当初見込を下回っておりまして、介護予防サービス等諸費総額で、1,303万9,000円を減額するものであります。

次に、46ページでございます。

第4項、高額介護サービス等費では、第1目、高額介護サービス費は給付実績見込によ

りまして、53万8,000円の減額。

第5項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付であります。給付実績見込によりまして、120万9,000円の減額。

第4款、地域支援事業費、第1項、第1目、介護予防特定高齢者施策事業費は、生活機能評価実施件数の減によりまして、31万円の減額。

第2目、介護予防一般高齢者施策事業費につきましても、通所型介護予防事業の利用者の減によりまして、361万9,000円を減額。

第2項、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費では、地域包括支援センター人件費相当分の一般会計繰出金を46万5,000円追加。

第4目、任意事業費では、成年後見人報酬助成金につきまして、20年度におきましては、現時点で後見申し立て者がいないことから、11万2,000円を減額。

次に、第5款、基金積立金のうち第1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、保険給付費にかかる歳入歳出剰余金見込額362万4,000円を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、歳入の国庫支出金でご説明いたしました介護保険料の急激な上昇を抑制するなどを目的に臨時特例基金を設置するための交付金352万3,000円を新たに基金を設け積み立てするものであります。

以上、平成20年度介護保険特別会計の補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書47ページをお開きください。

議案第7号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ2,032万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,489万5,000円とするものであります。

第2条につきましては、「地方債の補正」でありますので、49ページで説明させていただきます。

次に48ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、50ページ以降の事項別明細書によって、説明させていただきます。

49ページにつきましては、第2表、地方債補正であります。農業集落排水整備事業の事業費精査により、起債の借入限度額180万円を210万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

また、個別排水処理施設整備事業は当初20戸見込んでいたものが、12戸の整備になったことにより、起債の借入れ限度額3,870万円を2,410万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

次に、50ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、事務事業の実施あるいは精算による減額で、いわゆる整理予算であります。

始めに歳入から説明をさせていただきます。

1 款、1 項の分担金、1 目、農業集落排水事業分担金であります。当初予定していた設置戸数 10 戸に対し、6 戸の設置であったため、20 万円を減額するものであります。

また、2 目、個別排水処理施設整備事業分担金につきましても、当初予定していました設置戸数 20 戸に対し、12 戸の設置であったため、40 万円を減額するものであります。

2 款、1 項、1 目、農業集落排水施設使用料 108 万 2,000 円の減額につきましても、使用水量が低下したことに伴い、農業集落排水施設使用料の減額であります。

3 款、1 項、1 目、一般会計繰入金であります。下水道事業の執行額確定に伴い、398 万円を減額するものであります。

5 款、4 項、2 目、雑入であります。道道北見置戸線支障物件移設工事の執行額の減により、移設補償費を 35 万 8,000 円減額するものであります。

6 款、1 項の町債、1 目、農業集落排水整備事業債であります。先ほど、49 ページの地方債補正で説明したとおり、農業集落排水整備事業の事業費精査により、下水道債 20 万円と過疎債 10 万円を合わせた 30 万円を増額するものであります。

また、2 目、個別排水処理施設整備事業債であります。個別排水処理施設整備事業の事業費精査により、下水道債 950 万円と過疎債 510 万円を合わせた 1,460 万円を減額するものであります。

次に、51 ページの歳出について、説明させていただきます。

1 款、2 項の下水道管理費、1 目、農業集落排水管理費につきましては、全体で 125 万 5,000 円の減額をするものですが、多くは執行残によるものでございます。

11 節、需用費の修繕料につきましては、緊急を要するものをはじめとした計画的な修繕の結果、50 万円の減額。光熱水費は、省エネルギー型の圧送ポンプ導入による水道使用料の減で、30 万円の減額であります。

14 節、使用料及び賃借料は、農地還元用汚泥運搬車借上料及び緊急を要する施設補修重機借上が無かったことから、30 万円の減額であります。

22 節、補償、補填及び賠償金につきましては、公共柵設置補償金の支出が無かったことから、15 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、2 目、個別排水管理費につきましては、全体で 129 万 2,000 円の減額をするものでございます。13 節、委託料の浄化槽保守点検業務 99 万 2,000 円の減額と 19 節、負担金、補助及び交付金の水洗便所改造等補助金 30 万円の減額は、いずれも執行残によるものでございます。

2 款、1 項の下水道事業費、1 目、農業集落排水事業費の工事請負費につきましては、全体で 8,000 円の減額をするものですが、道道北見置戸線支障物件移設工事の執行残に伴い、30 万 7,000 円の減額と未整備地区下水道整備工事の執行に伴い、29 万 9,000 円を増額するものであります。

また、2 目、個別排水処理施設整備事業費であります。全体で 1,776 万 5,000 円の減額となっております。これは、13 節、委託料と 15 節、工事請負費とともに、当初予定していました設置戸数 20 戸に対し、12 個の設置になったことによる減額補正であります。

次に 52 ページの地方債の調書であります。平成 20 年度末における補正後の元金残高につきましては、合計欄の一番右側下から 3 段目にあります 9 億 172 万 8,000 円

となる見込みであります。

以上、平成20年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書53ページをお開きください。

議案第8号 平成20年度訓子府町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条では、収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正するもので、収入では営業外収益で48万5,000円を減額し、収益の総額を1億8,258万3,000円とするものであります。

次に、支出であります。営業費用で1,062万6,000円を減額し、営業外費用でも37万円を減額し、費用の総額を1億8,776万7,000円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条本文括弧書きの「8,251万4,000円」を「7,651万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正するものであります。

支出では、建設改良費600万円を減額し、支出の総額を1億1,223万2,000円とするものであります。

次に第4条で、予算第7条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を定めておりますが、既決予定額2,805万1,000円を95万5,000円減額し、総額2,709万6,000円にするものであります。

次に、第5条では、予算第8条に定めた「他会計からの補助金」を定めておりますが、既決予定額3,806万4,000円を48万5,000円減額し、総額3,757万9,000円にするものであります。

まず、54ページの収益的収入及び支出の収入であります。1款、2項、2目の他会計補助金、48万5,000円の減額は、職員給料4%削減に伴う減額であります。

次に、支出であります。1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、賃金から薬品費までのほとんどが、決算見込に伴う執行残により、全体で308万4,000円を減額するものであります。

次に、2目、配水及び給水費につきましても、賃金から材料費までは、決算見込に伴う執行残で、特に、大きな修繕や施設補修資材等が、かからなかったことによる減額であり、全体で583万4,000円を減額するものであります。

次に、3目、総係費につきましては、報酬から食糧費まで、いずれも決算見込に伴う執行残であります。扶養手当につきましては、職員の扶養家族が増えたことによる増額であります。全体で、170万8,000円を減額するものであります。

次に、2項、営業外費用の1目、支払利息であります。一時借入を起こさない予定のため、全額の37万円を減額するものであります。

次に55ページの資本的収入及び支出であります。1款、1項、1目、施設整備費の配水管延長連絡等整備工事で、600万円の減額につきましては、毎年緊急的な場合を考慮して、予算を計上しておりますが、今年は緊急的な整備が無かったことにより全額を削

減するものであります。

次に56ページは資金計画の一覧表であります、後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明は省略させていただきます。

以上、平成20年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第19号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第19号の質疑を許します。66ページでございます。

ご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、議案第19号について、1点だけ行きます。今回、介護報酬の改定に伴い、この条例の新設ということになると思うのですが、いわゆる3%介護報酬を上げるということに伴った形だと思っておりますが、これによって本町の影響額というのは、前年度の予算の中でも、少し質問しようかなと思っていたのですが、そのことによって介護報酬の増により、介護保険料にどのような形で、跳ね返ってくるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今回の介護報酬の改定についての保険料に対する影響額のご質問でございますが、報酬改定による介護保険料の影響額として、一応、試算の中では、3年間で約3,500万円位の本町に対する影響があるだろうというように計算をしております。これが、今回基準になる保険料を200円アップで、提案させていただくことになるわけですが、この3,500円から3,700円の200円アップという提案の中で保険料に対する影響額といいますと54円です。この基金を設けて、この基金を取り崩すことによって、保険料を抑えられる額が、54円というような数字になってございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第19号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。1ページでございます。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。3ページをお願いします。下段から3番目にあります給与費の補正で、5,500万円の減額になっております。これは主に、4%の職員の削減ということではありますが、ほかに確か20年度で、中途退職した方がおられると思われませんが、それに対する金額はどれくらいになるのか伺いたいと思います。

それから、7ページをお願いいたします。使用料の温泉施設の件であります、それで、182万9,000円の減額とありますが、この使用料の減について、何名ほどの減によ

り、このような数字になったのか。人数を教えて欲しいと思います。

それから、4番目の農業使用料、施設費、牧場使用料であります。追加で76万3,000円とありますが、何頭分の増になるのか。この数字を教えて欲しいと思います。それと総数もお願いいたします。

それと13ページをお願いいたします。住民活動費の件であります。16万2,000円の減額とありますが、これについては、どのような協議経過があり、この16万2,000円という数字が出てきたのか。その協議経過について伺いたいと思います。

それから、16ページをお願いいたします。中ほどにあります予防費の件であります。健康診断事業の中で、かなりの減額になっております。例えば、特定健康診断ですと大体、目標の予算の40%。その下の町民健康審査については、60%ぐらいの利用であった。それで、この人数について何名位の方が、この2つの件について、受けられたのかをお願いしたいと思います。

それと17ページをお願いいたします。1番上段にあります負担金補助金の交付金であります。留辺蘂町外2町一般廃棄物処理場の搬入量の減少というように聞いたのですが、この種のは、搬入量によって加味されるかどうか分かりませんが、いずれにしても68万4,000円の減額の内容について、もう1度ご説明をお願いいたします。

それから18ページをお願いいたします。中ほどのちょっと下の牧場費であります。頭数が増えているが、牧場技能員の賃金は41万6,000円の減額になっておりますが、この要因について、説明をお願いいたします。

それから、20ページ、都市計画費の公園費であります。これは結構です。入札によって減ったということです。失礼しましたよろしいです。

それから21ページ、スクールバスの運行経費の件であります。スクールバスの運行事業委託料、スクールバス代替特別運行業務で、代行の業務が37万ほど減額になっておりますが、減の要因について、説明をお願いいたします。

それから23ページ上段の公民館費の件であります。管理事業の中の委託料、清掃維持管理業務が11万円ほど減額になっておりますが、この内容についての説明をお願いいたします。

以上です。

議長（橋本憲治君） ここで、昼食のため休憩をしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集願いたいと思います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

議案第2号の質疑を継続いたします。

ページ数、項目、多岐にわたっておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

総務課業務監。

総務課業務監（八鍬光邦君） それでは、3ページの下から3行目の給与費の5,54

5万7,000円の減額補正のうち、退職者がいたのではないのか。その額は、いくらなのかというご質問をいただきました。去年の4月から新年度予算が始まっておりますが、去年の提案前に退職された方、6月と9月に退職された方がありまして、3名の方が退職しております。その分で行きますと給料、手当、共済費等全て合わせまして、人件費としまして2,070万円。万単位で申し上げますが、2,070万円程度。それから、平成20年度につきましては、育児休業を取られている方が、3名ありまして、9月20日から2人、11月28日から1人でしたから3名の方がおりますので、この方の分も減額してございます。この方の分で、総額609万円程度、合わせまして2,679万円程度が4%に関係ないといいますが、退職者、育児休業合わせた金額になります。

以上です。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 7ページをお開きください。上のほうの温泉の使用料なのですが、温泉につきましては、1日平均174名ということで予算計上していましたが、見込みとして、159名にとどまるということから減額させてもらっております。ただ内訳といたしましては、町内の65歳以上の方、これはいわゆる回数券で入っている225円の方です。これにつきましては、1割想定よりも伸びているという結果なのですが、一方、大人の390円、特に町外の一般のお客さまと見受けられますが、そのお客さまが、2割減少したということでございます。

それとその下の牧場使用料につきましては、牛と馬という形の2種類あります。牛につきましては、1日630頭ということで予算計上しておりましたが、690頭という結果になりましたことから、収入の増加となりました。ただ一方、馬につきましては、60頭ということで計上していたのですが、残念ながら8頭という大幅な減ということになっております。結果といたしまして、76万3,000円の追加というような形になったということでございます。

それと関係いたしますので、少しページ飛びますが、18ページ、牧場費、真ん中からやや下になると思いますが、牧場費の賃金についてなのですが、これにつきましては、時間外を技能員1人につき6時間ということで計上していたのですが、各自で、調整、割振り、振替等もしていただいたことによって、結果として時間外支出が発生しなかったということによります減額ということで、ご理解いただきたいというように思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 13ページの住民活動費、町内会連絡協議会活動交付金の16万2,000円の減について協議の内容等ということでご質問ございました。こちらにつきましては、特に協議したという経過はなく、実績による減ということになってございます。内容としましては、街灯工事が当初みていたよりも極端に少なく、その分の減が主なものになってございます。

次に17ページでございます。留辺薬町外2町一般廃棄物処理場の処理負担金68万4,000円の減でございます。こちらにつきましては、埋め立て量の減ということで説明させていただきました。全体の計画としましては、3,172トンの計画をしておりますが、実績の見込みとしましては、394トンということで、計画の12.42%ほどの実績に落ちるということで、当初、本町の負担につきましても、79万3,000円ほどの

負担をみてございますが、その率で落としたものでございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 16ページ中段の予防費、健康審査事業でございますが、特定健診と町民健診の受診者数のお尋ねでございました。

まず、特定健康審査の部分につきまして、ここで計上させていただいておりますのは、30歳から39歳までとそれから生活保護受給者ということで、いわゆる特定健診は、後期高齢者医療制度により、保健所に義務付けられるということで、国保会計で計上しておりますので、そこで対象にならない30代と生活保護者ということで、町単独で計上しているものでございまして、特定健診の部分については、30歳から39歳が62名と生活保護が10名の72名を計上させていただいておりましたが実績では45名。それから町民健康審査につきましては、特定健診の対象にならない75歳以上の後期高齢者で広域連合から委託を受ける部分でございますが、対象者予定を見込みで106名を計上してございましたが、実績で40人という数字になってございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 21ページのスクールバス運行費でございますが、スクールバス代替特別運行業務の減の要因ということのお尋ねでございます。これにつきましては、スクールバスの当下校以外で学校、これは保育所、幼稚園それから小中学校の授業、それから中学校の部活動、それから社会教育関係では、子ども会や少年団活動、そして福祉のほうでは、福祉友の会ということで、運行している分でございますが、通常、運転手の業務時間が6時45分から10時30分、そして昼からは、1時から5時15分ということになります。その分から外れる分の運行ということになります。その時間外分ということになりまして、平日400時間予算計上しておりますが、260時間の見込み。それから土曜日は450時間の見込みですが、330時間ということで、これは、4台のスクールバスの運転手分の時間外ということで、実績が大幅に減るということでの減額でございます。

議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

社会教育課長（上野敏夫君） 23ページの10款、5項、2目の公民館費、委託料に関してのお尋ねでございました。清掃維持管理業務の11万円の減額についてでございますが、年間52回ある日曜日の3分の1にあたる17回分を団体の予約のない午後5時以降の部分を閉館したことによる管理分の減額でございます。ちなみに20年、昨年1月から平日も含めて利用予約のない午後5時以降は閉館としておりました。これは、試行でやってございました。この実績に基づきながら、4月から本格実施したことによるものでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。何点かありますので、少しすいません。

まず、14ページの社会福祉費の中の経費区分でいきますと8になります。障害者等福祉事業という中の委託料。委託料でなくてごめんなさい。すいません10です。経費区分

10の自立支援サービス事業の扶助費の中で、介護給付費が非常に大きく減額されているということ。先ほど利用実績からということでお話がありましたが、その利用実績が減ったという要因をどのようにとらえておられるのかご説明をいただきたいと思います。

続きまして、10すいません。これだぶってしまいますからいいです。申し訳ないです。

18ページ。これは款で言いますと農林水産業費です。その中の農業交流センター費の中の経費区分でいきますと1の農業交流センター等管理者運営経費の中の8節の報奨金です。これが33万2,000円減額されていますが、この減額された理由と申しますか、要因をお聞きしたいと思います。

それから、21ページになります。教育費になりますが、教育総務費の中の経費区分でいきますと1になります。語学指導助手の配置事業がありますが、この中で報酬から含めまして、これに係わる分で115万ほど減額になってはいますが、この減額が大きいというか予算からみても大きいという気がいたしますので、この説明もお願いしたい。全体でその語学指導助手配置事業全体でなぜ減額されたかということをお願いをしたいということです。

続きまして、同じく教育費になります。22ページになります。これは、教育振興費です。いわゆる就学援助の関係です。経費区分でいきますと3、就学援助。これは、小学校の関係です。それと同じく就学援助で中学校の関係の就学援助奨励事業という形で、ここに出っていますが、いずれにしても、全て減額になっております。この減額の要因というのはおそらく同じように実績にということだと思っておりますが、そこら辺の説明をもう一度詳しくお願いをしたいと思います。

それから、とりあえずそれだけで、質問させていただきます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 14ページの経費区分10の自立支援サービス事業の中の介護給付費の減の要因でございます。利用料の減ということでございますが、具体的に申し上げますと当初予算で計上しておりました児童デイサービスの見込みでは16人計上しておりましたが、実利用人数が10名に減っている。それから、身体障がいの授産施設につきましては、月額給付でいきますと当初25万円の見込みでございましたが、19万円程度の実績になり、ここが2名分とそれから知的更生の部分で14名を予定しておりましたが、1名減で13名。知的授産施設で5名を予定してはいたが、実績で3名になっている。そのような内訳になってございます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 18ページになります。農業交流センター費の報償費の関係です。これにつきましては、地場産品を活用した加工実習によるグループの育成、さらに新商品の開発まで結びつけばいいということで計上したもののなのですが、これは当初は83日間。1日6,000円ということで、何て言うのでしょうか常駐するような形で講習を考えていたのですが、その後、講師の先生とも協議した中で、何回か分けて実習形式でやったほうが良いのではないかとということで、今年につきましては、実習については、3回シリーズで計10日間。これに交通費を込みまして、1回1,000円の支払いになっています。それに加えまして、いろいろな試作については、8日間で5,500円というような形で予算計上させていただいたということで、結果として33万2,000円の

減額になっております。

なお、講習につきましては、述べ133名の方々に出席していただいたということでございます。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 21ページの事務局費でございます。その中の語学指導助手配置事業で、総額115万の減額になってございますが、この要因でございますが、まず、報酬でございます。報酬につきましては、当初20年度に更新するということでしたが、本町への来町が遅れたということでその分の報酬、それから1月末で帰国をしましたので、2月分の報酬が30万そっくりということになります。3月1日からは、新たな語学指導助手を雇用しておりますので、3月分は発生しておりますので、減額はしておりませんが、その分で43万3,000円の減額。それから、旅費につきましては、この帰国が遅れたことにより、東京都でのオリエンテーションに参加できないということで、8万1,000円の減額。それからほかの出張ということで、研修があるわけですが、その研修がなかったということで、15万円ほど減額しております。あと、この旅費の中で、相談員が千歳空港まで迎えにいくということがございまして、どのような方が来るというのが分かりません。相談員の旅費も含めて、予算をみてございますが、その部分で相談員、それから職員の迎えも女満別空港に来たということになりますので、そのようなことで、このお迎えの旅費もいらなくなったということでございます。

需用費につきましては、燃料費ということで14万2,000円ほどの減額になってございます。これは、今回の更新時に合わせて、住宅の燃料費を個人負担にしたということでございまして、今までは、町費で負担をしておりましたが、住宅が多少、数年前から新しくなりましたので、この分の燃料費も自己負担ということにしておりますので、全額を減額ということでございます。

それから、車両燃料費については、値下がりの方ということと使用の減ということになります。

それから14節の使用料でございますが、宿泊所借上料ということで、これにつきましては、語学指導助手の重複する期間があるということを見込みまして、重複する場合は、旅館にお泊りをいただくという経費を予算計上しておりましたので、その分の減額ということでございます。

次に22ページの教育振興費、小学校、中学校ともにですが、就学援助費の減の要因ということでございます。まず、小学校につきましては、予算は要保護1名、準要保護38名ということで予算計上してございましたが、実績では要保護、生活保護は、年度途中でも移動しておりまして、最終的には今2名ということになってございます。準要保護が37名。この人数的には、変わりませんが、途中6月、7月で認定された部分で、その前の部分が不用になる部分。それから認定にはなったが、転出したということで不用になった部分ということで減額。それから生活保護、準要保護から生活保護を一時受けて、また準要保護受けた人も中におりますので、そういった分の不用額ということになります。それから中学校費でございますが、中学校費については、予算17名で予算を計上して、この予算についても、前年度の実績を見込みながら、予算を計上してございますが、実績で11名ということでございます。申請があった段階で、所得によって不認定になった方も2

名いるということでございまして、これは先ほど言いました19年度の実績をもとに予算計上しておりますが、年度途中で本町の中学校に入らないで転出したという方もおられますので、そういった部分で不用額も発生したということでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。残っている中で何点が伺いたいと思います。

まず、最初に9ページなのですが、不動産売払収入です。これは去年の予算書を見ればよく分かるのだと思うのですが、少し記憶がないのと見ていないものですから、少しお伺いしたいと思います。355万5,000円。これが減額になっているのは、どこのものだったのか少し記憶ないので、その説明をいただきたいと思います。

21ページと22ページの関係です。これは2款なのですが、小学校のほうの需用費の中で、光熱水費の143万5,000円の追加とあるのですが、この光熱水費というのは、灯油とか電気とかいろいろあるのですが、その関係でどういうものなのか伺いたいのと逆にもう1つ中学校費の中で燃料費、光熱水費が、それぞれ減額になっている。片方で減額なり、片方で追加ということは、同じ灯油が下がったからというのなら、同じような現象起きないのか。その点をそのようなことで、この2点について説明をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まず、9ページの歳入の関係なのですが、これにつきましては、17ページの歳出とからむ部分なのです。17ページの畜産振興費の下から2つ目になりますが、17の公有財産購入費とありますのは、これも同じく三角の355万5,000円となっていると思います。これについては、公社営事業で、酪農家が整備した事業について、酪農家が町に一度納めて、その額を町が公社に納めるという額でございまして、この内容につきまして、当初は、隔障物、いわゆるバラ線です。バラ線1ヵ所、バンカーサイロ1基、それと畜舎ということで予定されておりましたが、そのうちバラ線とバンカーサイロについて、取り止めということになりましたので、畜舎だけが残ったということで、355万5,000円を減額したということでございます。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 21ページの小学校費の光熱水費でございまして、143万5,000円の追加でございまして、小学校につきましては、訓子府小学校、居武士小学校とも電気暖房を使用しております。そのようなことで、この予算計上にあたりましては、11月から予算の積算に入ることになりまして、実績を18年の11月から19年の1月、2月、3月ということで使うわけですが、その時の実績からくる。キロワットアワーというのですか。時間当たりと言うんですか。その単価が、非常に上がっております。特に、この1月からも23%ほど上がっております。そういったことで、この期間ということもございまして、その分の見込み。それから先ほど言いました18年度の実績との比較では、使用自体はそんなに大きく変わっていませんが、単価が上がっているということで、不足をする分を追加させていただいております。この光熱水費については、電気、水道料ということで予算計上しておりますが、この分では電気料ということでご理解いただければと思います。

それから、中学校の燃料費でございますが、157万円の減額とそれから光熱水費30万円の減額でございます。燃料費については、これは校舎がA重油をたいているということと一部、食堂等は灯油たいていますが、ほとんどA重油ということになります。これも単価が予算計上98円から今、64円で見込んでおります。その分の差額ということで減額をしております。それから光熱水費については、電気料、水道料ともに、電気料が20万円、水道料が10万円ほど実績が減になるということでの減額補正ということでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにございますか。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 4番、河端です。12ページの総務費の中の9目、情報管理事業13節、委託料がかなり減額されております。先ほどの説明の中で、北海道電子自治体HARP。そちらのほうに、少し聞き違いあるかもしれません。そちらのほうに委託したので、これだけ安くなったということなのですが、ほかにシステム改造などで、かなりいろいろな部門で予算計上されているものがあります。このHARPのこれから利用とそれからほかの部門でどのような利用の仕方があるのか。それから今後に向けてどのように活用していけるのか。以前ありましたような電算システムが最初にできた時、市町村が広域でやっていたこともあったと思いますが、その辺も含めて、今後の見込みともう一度この削減の過程をもう一度よろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今、お尋ねがありました12ページの情報管理事業のコンピュータのシステム改造とネットワーク。ここは全体的なものなのですが、たまたま大きな項目として2つに分けております。このほかにもいろいろとコンピュータの委託事業をやってございまして、今回のこの2つの大きな落ちた理由としましては、コンピュータシステムで650万円減額になっております。これの大きなものとしては、先ほど予算の内容の説明の中で言いましたが、後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険税の関係で、19年度予算で前倒ししたという話をしたと思うのですが、この部分で当初、ちょうど去年の2月とか3月にもめていた時ですから、当初予算組んでおいて時間的に、それでは間に合わないからということで、19年度実施したということで、そっくり残った部分というのがございます。これは440万円。それともう1つ大きなものとしましては、住民税の特別徴収の関係で、社会保険のデータというのを税の賦課する段階で、今までペーパーで送られてきたものが、今度からeLTAX（エルタックス）というのですか。電子データで送られてくるというような状況になりましたので、その部分は全国的なもので同じになりますが、それを単独導入ということを考えておりましたが、それを北海道内で希望を取り、単独のところもあります大きな市町村については、システム改修等をそこでやったという事業もございますので、ただうちの場合は、電算システム全部そうですが、基本となる部分のシステム改修はそこそこでやるので、うちの場合、オフコンというお話を前にもしたと思うのですが、オフコンとパソコンの違いもあるものですから、そのデータのコンバートといいますか変換をかけるのに余分にお金がかかる。オフコンの持っている市町村は、全部そうでしょうが、そのような部分のシステム改造が総務課管轄の部分です。そして、住民税の関係で、歳出のほうでも同じような名前があったと思うのですが、あれは入

る前のシステム改修の部分ということで、ご理解いただければと思います。

それともう1つHARPの関係ありましたが、これは北海道電子自治体共同システム。これがHARPと呼ばれているものをございまして、今、民間といいますか株式会社みたいになっているのですが、それは元々、全道の自治体が共同で、そのようなシステムというのですか。いろいろな税改正、制度改正等があった場合の共同で開発というのですか。合わせるといいますか。そのようなことを市町村が全部入ってやっている。よくいうアウトソーシングという言葉があると思うのですが、自治体が外に出して、このHARPというところにやってもらっていると言うと変ですが、協力して一緒にやっているというような事業の部分をございまして、その部分でネットワークする開発業務ということで236万2,000円。そしてこれは、総合ネットワークシステムという部分でよくLGWAN。前回、小林議員からもありましたが、このこともありますので、住民基本台帳というのですかカードみたいな住基カード。あのようなものですかいろいろと今、税ももちろんそうやってきていますし、そういう部分に活用していく、国自体が、道自体というよりも、国自体がそのネットワークを通じて制度の改正等をしていくというようなことで、これからの見込みとしましては、いろいろなことが想定されておりますが、今のところ除々に使われつつある。はじめは、住基カードから始まって、除々に今このような社会保険の関係とか、ここを通してやっていくという。データを送ってくるという部分。これは、セキュリティが普通のインターネットと違いまして、高いものですから、そういうものを国が使っていくということが、段々進められつつあるから、これからそういう制度改正等については、そのようなものを使ってやっていくと思っておりますが、今の時点では、現存でやっている部分のみのしか把握しておりませんが、今後については、可能性的には十分あるというようには考えております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。27ページでございます。

ご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。国保の関係なのですが、29ページの歳入で少しお尋ねしたいと思います。款項目でいきますと1款、国民健康保険税なのですが、これには、一般被保険者国民健康保険税と退職者の両方があります。ここに書かれていますように、362万1,000円補正された形で出ていますが、この数字と今、質問するのは関係ないというか。平成20年、今年度の現時点での未納額それと収納率がどのような状況になっているかお知らせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 資料持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので。

大丈夫ですか。それでは、町民課長。

町民課長（中山信也君） すみません。一般被保険者の収納率は、2月末現在で95.24%、退職被保険者の収納率が、98.31%という形になってございます。収入額につきましては、一般のほうで2億4,887万8,000円、退職者被保険者のほうで680万2,000円という状況になってございます。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 未納額ということになると分かりませんか。後でいいです。それでは次の質問は、次回にします。

議長（橋本憲治君） 少し時間下さい。今、計算します。

町民課長。

町民課長（中山信也君） 一般のほうで1,243万8,000円、退職のほうで11万7,000円という状況になってございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） もう1回、これに関連しまして、今言われたような形で、未納額と収納率が出てきたわけなのですが、言ってみれば、このような数字が、次年度の国保会計をどうするかという時にやはり大事になってくると思います。それともう1つ、今、質問する中身は、まだ若干時期があるのですが、年度の終わるまでに時期があるのですが、この20年度だけでなく、過去何年間はやはり高くなってきています。その収納率が落ちて未納額が増える。20年度のその背景というか要因というものをどのようにとらえておられるのかということを知りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 全体的な数字、状況を全て把握しているわけではないのですが、未納者に電話とまた訪問等で確認したところによりますと職を失われる方とか収入が落ちている方というのが非常に増えてきているような状況があり、昨年から比べると「待って欲しい」という声が大きくなっているのが事実だというように認識してございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。31ページお願いします。4款の出産育児一時金との関係なのですが、236万円です。減額になっているのですが、確か妊婦の健診だとかいろいろなこと、これほど大きく狂う減額になった理由というのか。何名位少なかったのか。その点ちょっと詳しくお願いしたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 予算としましては、18人分の出産育児一時金については、35万円をみておりました。第4回の定例会でもご提案させていただいて、お認めいただいている産科医療保障制度により、出産一時金が35万から38万円に1月以降は引き上げになっております。今のところの出産育児金を執行している人数が8人で、それ以降見込んでいるのが3人、それで合計11人分を見込んでおまして、236万の減額になっております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。31ページ支出の関係であります、ここで1款、総務費の関係であります。一般管理費の中で委託料が、先ほどの説明にありますと3万7,000円の追加、これは処理件数が増になったという説明だったように思います。大体この処理件数というのは、どのように動いているのかといえますか。想定と今回それを超える件数になった、その要因等についても説明をいただきたいとします。

もう1件、特定健康審査等事業費、8款です。この関係であります、この役務費でなく、委託料の特定健診業務132万の減。これも件数が減ったのだということでありました。これらについても、契約からみて、どの程度減になっているのか。また、金額が減になる要因として、どのようなことがあったのか。その辺について分かれば説明をいただきたいとします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 31ページの1款の総務費の共同電算処理業務のお尋ねでございますが、これにつきましては、一般、病院などでかかったそのような請求が国保連のほうへ請求がまわりまして、それを電算処理するものとレセプトの処理することが、この委託料の内容でございます。当初見込みとしては、一般業務として2,800件、レセプトの電算処理として1,700件を見込んでおりましたが、今回補正申し上げますように、保険給付費が非常に伸びたということで、処理件数が多くなったということで、3万7,000円を補正させていただいているものでございます。

続きまして、8款の保健事業費、特定健康審査事業費の委託料でございますが、今年度より健診の方法が変わりまして、保険者にその健診が義務付けられたことにより、40歳から74歳までの国保の被保険者を対象としております。当初としましては、将来的に平成24年度までに65%の受診率を目指すということで、初年度の今年度は40%を見込んでいました。当初にしましては、40歳から74歳の被保険者の40%の700人を見込んでおりましたが、実際、健診を行った結果590人の110人減となっておりまして、受診率としては、約33%程度になっているということで、ご理解いただきたいとします。

要因といたしましては、昨年度まで、町民健診として年1回を行っていたのですが、受診率の向上に向けて、今年度は、年3回で6月には農協でやっている人間ドックと7月、12月の健診を行って、がん検診と共に受診率を上げるために行ったのですが、結果的に受診率向上のため、電話等で勧誘も行ったのですが、今年の場合におきましては、33%程度に納まっているということで、今後、受診率向上に向けて検討してまいりたいとします。なので、ご理解いただきたいとします。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 最初の質問の関係ですが、電算処理業務の関係で一般は2,800、レセプト1,700という計画ということであります。この3万7,000円の追加する、その基準、算出基準というのは一体どこにあるのか。お示しいただければと思うのですが。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 件数的にいくらということは、今、お答えできない

のですが、今、それぞれの一般被保険者の療養給付費など、その辺の今の療養費の伸びを見込んで、その件数の割合からすると3万7,000円程度足りなくなるのではないかとということで、3万7,000円を計上させていただいております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第3号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。32ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。34ページ。説明をもう少し欲しいんですが、雑入の返納金の内容をもう少し教えてください。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 返納金の関係で、ご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。当初は、返納期間が決まっている1つの病院のみの返納金を110万円計上しておりましたが、その後、平成19年度末で完納する予定だった病院が、年度末残額が多額であったことから、分割返還の申し入れがありまして、返納期間が延長となったというのが、まず1つと。

また、返納手続きが進まなかった病院がございまして、昨年度に本町分の不正請求の返還について協議を終えたことから、増額447万2,000円の追加するものでございます。

議長（橋本憲治君） 病院の件数とか、内容はどのようなのですか。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） すいません説明が不足しているということでございまして、まず、返納金に関しては、不正請求と不当請求がございまして、不当請求については、意思がなく知らないで利益を得るものということです。例としましては、請求のミスなどで請求されたものが、不正請求というものでございます。これについては、1つの病院で返納期間が決まっており、最初に計上した病院で、これが不当請求です。すいません。不当請求に該当します。

それともう1つは、不正請求というのがございまして、これは意思をもってというか、悪意をもって不当に利益を得るものということです。例としましては、架空請求などがこれにあたります。その後、追加補正した2つの病院が、この不正請求にあたるということでございます。額的には、先ほど申し上げましたように、2つの病院としましては、追加分で1つの分割返還の返納期間の延長を申し入れた病院の分といたしましては、328万6,000円。返納手続きが進まなくて、協議を終えた病院が118万6,000円。合わせて447万2,000円を追加するものでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。

次に、議案第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算について質問したいと思います。これは、1点なのですが、39ページの歳出の中の徴収費に係わることということで、関連の質問をさせてもらうのですけれども、いわゆるこれは、広域連合が事業主体でやっていますので、非常に質問のしづらいところでもあるのですが、本町の平成20年度後期高齢者医療保険料の滞納の状況を、どのようにとらえておられるのか。特に、普通徴収に係わる方々の滞納というのが少し心配されていたのですが、この点をどのような形で数字として、おさえておられるのかということをもまず先に質問いたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 後期医療保険料の関係でご質問いただきました。2月末の収納状況でございますが、特別徴収につきましては、年金から天引きするということで、100%になります。人数としましては、838人。調定額が2,634万5,000円ということで、これは100%収納になっている。普通徴収につきましては、154人でございます。調定額が1,188万1,000円に対しまして、2月末現在で1,147万3,000円ということで96.6%の収納状況ということですので。特徴と普通徴収合わせまして、今のところ99%の収納状況になっているところでございます。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 率では分かったのですが、若干調べてきました。間違っているかもしれませんが、普通徴収で本町の場合、滞納人数でいきますと18名程度おられるのではないかとということにも聞いてもいるのですが、その人数は別にいいです。そのような形で2月末現在、普通徴収で確かに滞納されている方がいるということ。もう1つに大事なことは、広域連合のほうでも、いわゆる滞納している人に対する資格証明書を出すということになっています。そのような中で、その出す手立てとして、おそらく自治体にどうしますかということもあるのではないかと思います。この資格証明書をどうするかとなった時のそのような話が今、されているのかどうか。広域連合のほうからきているのかどうか。それと合わせて、その時の対応をどのように本町としては、あたっていこうとしているのかお聞きしたいのですが。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 今、資格証明書の関係も含めたご質問でございました。後期高齢者医療制度できる前の制度の中では、75歳以上の方に関しては、資格証明書を発行しないということになっていりましたが、新しい制度である後期高齢者医療制度につきましては、滞納する悪質な滞納される方については、資格証明書を発行することになってございます。そのほかの後期高齢者医療制度そのものの不満とかいろいろなことも国民なり住民のほうからおきまして、国のほうにおきまして、いろいろな制度の改正が行われております。その中で資格証明書につきましても、低所得者については、資格証明書を発行しないような方針でいるところでございます。それで、今のところ国から示されているのは、相当の収入があつて悪質な滞納者に対して、資格証明書を発行するというようなことになってございますが、各広域連合も、その相当な収入が、どこにあるかということで、国のほうに示して欲しいということで、先般、国のほうからもある程度の例示を示

されたようでございますが、その辺も含めまして、北海道の広域連合のほうで検討されることとなっておりますので、その辺情報を得ながら、本町についても適正な対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） ほかにございますか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。今、国からのいろいろな情報踏まえて対応するということでもあります。その収入の見方といいますか、それは1つの基準の中で数値を表すのでしようが、それが実際、その人の生活の実態との関わりの中で、どうなのかという問題があるかと思ひます。ここで、私が聞きたいのと確認しておきたいのは、町として要するに、そういう状況が出た時、いわゆる広域連合で資格証明書の発行の基準にあたるというような判断が出た時にどこの機関をもって協議するのか。町担当者の判断に委ねるのか。もっと違う福祉的な状況で判断する機関をもって、その発行にあたっての判断、最終的な判断を示すのか。その辺の基準というのを、今の段階でもっているのかどうか。その辺、お聞かせいただきたい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 後期高齢者医療制度は、新しい制度ということで、資格証明書の関係も一年間、滞納されている方が対象となるということです。1年間はまだ対象となっていないということで、資格証明書の審査等は、まだこれからのことですが、国保で申し上げますと庁内で町長を委員長としまして、関係課で資格審査委員会を設けて機械的に交付するのではなく、一人ひとりの収入状況とか生活状況を勘案しながら、その人の状況に応じて、資格書なり短期証を発行することになっております。本町においても後期高齢者医療制度は、北海道における制度でございますが、そこが市町村によって差があるということも懸念されるところでございます。本町におきましては、国保と同じような形で、機械的に発行することではなく、1人ずつの収納状況に応じて、生活状況というのですか。そのような中で対応してまいりたいと思ひます。それと組織的には、まだ、今後のことで、ちょっと庁内の組織的にするかどうかについては、今後検討させていただきます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号の質疑を許します。

ご質疑ございますか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 佐藤です。43ページ。歳入のほうの負担金で、これはデイサービスの関係だと思ひますが、介護予防負担金の中で通所型予防負担金の41万2,000円。これはデイサービスのことですか。これの要因なのですが確か、去年の後半になって、2ヵ月近くノロウィルスで閉鎖したと思うのですが、これによる影響は金額でどれ位と見込んでいるのか。

46ページ。同じく、デイサービスの関係で介護予防事業の2の介護予防一般高齢者施設事業。これはデイサービスですが、かつて私の両親が世話になった頃には、ずいぶん混

んでいて大変だったのですが、今、利用の限度額があります。それに対して去年は1日当たり何人位の方が利用されて、近年の傾向としてそれが増えているのか。安定しているのか。減少しているのか。大まかな話を伺いたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、43ページの通所型介護予防負担金の関係でございます。先日のノロウィルスの影響はないかということでございますが、通所型の介護のほうにつきましては、特養と建物自体が遮断されているという部分もございまして、通常通りにやりましたので、その影響は出ていないということでございます。

それから、46ページの関係でございます。通所型介護事業につきましては、確かに、今、議員言われましたように、数年前までは、かなり利用される方も多くて、なかなか大変な状況にあったということもございますが、現在のところは、予算上の数字を申し上げますと、32人というような予算の計上の仕方をしておりました。これは何と申しますか、多少多めにみていたという傾向もございまして、実際には、今のところ月26人というようなことで、大体落ち着いた形で推移をしていると。そのような認識でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。時間の関係で午後2時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第7号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。47ページです。

議案第7号のご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第7号の質疑を終了いたします。

次に、議案第8号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。53ページです。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第8号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了したいと思います。

これより一括議題の議案第19号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の採決をいたします。

以上の一括採決をいたします。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号は原案のとおり可決されました。

町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算関連議案、新年度予算議案、
各議案の提案理由の説明

議長(橋本憲治君) 日程第13、菊池町長から町政執行方針、山田教育長から教育行政執行方針がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長(菊池一春君) 平成21年第1回定例町議会の開会にあたり、町政執行方針を申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成21年度は私にとりまして任期4年の折り返し点となる重要な年度となります。

平成19年に町長に就任して以来、終始一貫「みんなで創る訓子府の元気」を考え、「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために、憲法や地方自治法の本旨に基づく「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念とし、町政を推進してまいりました。

平成21年度の町政執行においてもこの考えは変わることはありません。

したがって、現在の厳しい社会情勢の中にあっても町民生活を後退させず、「町民の幸せの実現、福祉の向上」を最優先として政策の実行及び町政運営を行っていく考えであり、町民の皆さまをはじめ、町議会議員の皆さま、国・北海道その他関係各方面のご支援、ご協力を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、アメリカの金融危機に端を発した経済不況は100年に一度の恐慌と言われ、日本経済は自動車・電気関連産業をはじめ、輸出の大幅な後退など経済成長が見込めない状況下であり、地方における経済状況は一層厳しい環境にあると言えます。北海道をはじめ地方では景気の後退も著しく、一人当たりの賃金も伸び悩み、人口の構造的要因による消費の低迷、さらには公共部門における事業予算の削減など、経済環境の不透明感が極端に強まり、将来に向けての景況感も見込めない状況にあると言えます。

一方で全国の地方自治体の財政状況は、地方交付税への依存度が高く、各種税収や地方財政制度改革などに大きく影響される不安定な状況にあり、大きな歳入増が期待できない情勢にあると言えますので、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されます。

平成22年3月に合併新法の期限がせまる中、道州制や基礎的自治体の方向性も不透明であり、平成の大合併による効果がみえない等の現状から、昨年の「まちづくり懇談会」を始め新年交礼会において、「当面は自立の道を歩む」ことを町民の皆さまに表明したところです。しかし、いずれにしても様々な分野でかなり厳しい町政運営を進めなければなりません。

平成19年度から始めた町民参加の財政分析講座に引き続き、昨年秋には全職員による

「財政健全化戦略プラン」を策定し、まちづくり懇談会などを通じ町民の皆さまの声を真摯に聞きながら、行政事務に要する経費を細部に亘り見直しを行い、一部使用料等の値上げや歳出経費の節減や削減を図り、平成21年度から実質的な運用となります。

このようなことを踏まえながら厳しい財政状況の中にあっても、一方で夜間町長室開放やまちづくり委員会などで町民の声に耳を傾け同じ目線に立ちながら、町民の参加、参画型のまちづくりの具現化に努めてまいりました。厳しい財政状況だからこそ町民とともに歩み住民福祉向上と増進の実現に向けて、公約に挙げている7本の柱を中心に本年度の施策を進めてまいります。

第1に「町民一人ひとりの知恵とパワーで訓子府の未来を決めます」についてであります。

私は町長に就任以来「町政の主役は町民の皆さま」と申し上げているところであり、少しでも多くの町民の方々から意見や提言をいただき、ともに町政を進めてまいりたいと思っております。

その1つとして行っている「みんなのふるさと懇談会」(略称：ふる懇)や「夜間町長室開放」では、若い方からお年寄りまで幅広い年齢層から出された様々なご意見やご提言を、少しずつではありますが関係部署の業務や事業に生かしてきているところです。本年度も引き続きこの事業を継続し、さらに多くの町民の皆さまのご意見やご提言等をお聞きしたいと考えております。

このふる懇では、町内会や実践会に限らず、自由な形で気軽に参加できるように少人数の団体やグループも対象にして開催しております。また、毎月第2週水曜日を夜間町長室として開放していますので、本年度もぜひ多くの町民の方々にお話を聞かせていただき、可能な限り町政に反映させたいと思います。さらに、昨年7月から消防職員を除く全員による地域担当制を実施してまいりました。まずは職員が地域で行われる色々な行事などに参加することで、地域とのコミュニケーションを活発にし、さらにお互いの信頼関係を築くことにより、町民の目線に立った行政運営を進める中で、地域づくり、しいては町づくりに発展していければと思います。この制度自体がまだまだ緒についたばかりで地域も戸惑いを隠せない部分も見受けられますが、長い目で見ていただき、ぜひ職員が地域の力となるよう育てていただきたいと思います。

町づくりの基本的なルールを決める「自治(まちづくり)基本条例」の制定に関しては、町民アンケート等の結果を受け、条例そのものの議論の前に、町政に対する住民の関心を高める必要性から、町民の意見をより多くいただく場として「まちづくり委員会」を設置したところです。自治体行政論が専門の酪農学園大学河合博司教授をアドバイザーに迎え、平成20年度に9回開催されたまちづくり委員会では、町づくりや町の財政事情などを学習し、話し合いにより理解を深めました。その結果については皆さんご存じのように、町の広報誌などを通じ全戸にお知らせしたところです。平成21年度は、平成20年度で話し合われたことを土台として、さらに町づくりに対する論議を深め条例制定に向けていくことになるものと期待しております。

当面自立(律)を表明した今、これからの町づくりの中心となる地域との連携はますます重要となってきますので、地域自らの活発な活動を支援する「町内会・実践会活動費補助金」や「地域住民自治活動振興補助金」、住民グループや団体などが自ら取り組み、地域

福祉の充実や地域活力の向上などにつながる事業に対して支援する「元気なまちづくり総合補助金」などにつきましても継続してまいります。さらに、昨年町民と職員により実施しましたレクリエーション公園芝桜移植作業など町民のボランティア活動の輪を積極的に進めてまいります。

第2に「安心して暮らせる福祉の町をつくります」についてであります。

町民の誰もが心身ともに健康で住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを望んでいると思います。しかし、近年は少子高齢化の進展やライフスタイルの変化などに加え、この数年は介護や医療をはじめとする各種福祉制度がめまぐるしく変わり、さらには財政状況が厳しさを増している中であって、福祉行政を進めていくためには、地域や関係する福祉団体などと協力し、共に支えあう仕組みづくりが必要になっています。

まず、福祉の拠点施設である総合福祉センター「うらら」の機能を活用し各種健康相談や健康診査、健康教育などを継続し、少しでも多くの方が気軽にサービスを受けられるよう、利用しやすい環境や相談体制の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の方が交流と親睦を深め、健康増進、研修会への参加など自主的な活動を行っている老人クラブ連合会への補助を継続するとともに、ひとり暮らしなどの在宅高齢者の方が安心して暮らせるよう「愛の声かけ訪問事業」や「配食サービス事業」「除排雪サービス事業」「ホームヘルプサービス」などにつきましても継続して実施してまいります。

また、在宅で介護を受けられている高齢者やその家族の経済的、精神的な負担の軽減を図るため、「ショートステイサービス」や「家族介護用品購入助成事業」「通所型介護予防事業」などの一層の充実に努めてまいります。

平成20年度に策定しました第4期訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が本年度からスタートいたしますが、この計画に基づき高齢者が安心して地域で生活できるよう相談体制の充実を図り、地域包括支援センターが中心となって必要な情報提供や相談援助を総合的に行う体制を整備していくほか、高齢者の権利が侵害されないよう、権利擁護体制の整備に努めてまいります。

次に、障がい者福祉であります。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように「介護給付費」や「訓練等給付費」などの自立を促す支援事業を継続していくほか、市町村ごとに実施する「コミュニケーション支援事業」「移動支援事業」「日中一時支援事業」「障害者外出支援サービス事業」などについても引き続き実施してまいります。

また、障がいを持つ人の交流の場である「地域活動支援センター」を、NPO法人福祉サポート「きらきら本舗」に委託して実施していますが、「きらきら本舗」は利用者の増加や、町の福祉事業の一環である「配食サービス事業」も実施しておりますことから、将来的な施設体系のあり方についての検討を進めておりますので、これからも障がい者福祉の拠点として運営できるよう引き続き支援をしてまいります。

障がい者福祉に関しましては、第2期訓子府町障がい福祉計画がスタートする年でもあり、計画に沿った各種の施策を進めてまいります。平成18年度に施行された「障害者自立支援法」の見直しの動きも見ながら、変化に対応できるよう柔軟に進めてまいります。

次に子育てに関する施策でございます。

少子化が進行する現在、子どもを生み育てることの悩みや不安を少しでも軽減するため、

安心して子どもを生み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できるような町をめざしたいと考えております。

まず、主に家庭における就園前の子育てに関する育児支援の拠点となる「子育て支援センター」の平成22年度設置をめざし、仮称「子育て支援センター準備室」の担当を配置し、町民の皆さまのご意見をいただきながら引き続き検討を進めてまいります。

そのほか、乳幼児健康診査や各種予防接種の充実、むし歯予防教室など、従来からの事業を継続するとともに、昨年度5回に拡大しました妊婦健診に対する助成を年14回に増やし、同時に超音波検査についても年1回から5回に拡充を図り、妊娠、出産にかかわる負担の軽減を図ってまいります。

また、特定疾患対策として従来、北海道が指定した疾患を対象として実施していた「特定疾患患者等通院交通費助成」を、本年度においては対象とする疾患を町独自に拡大して実施することといたします。

さらにバスの永続的運行対策の一環として、高齢者を含む一般町民を対象とした通院に利用するバス運賃の補助を新たに行ってまいります。

健康づくりの保健活動につきましては、各種健康づくり事業や保健予防対策に引き続き重点を置きながら、生涯を通じた健康づくりに取り組んでまいります。特に町民の皆さまから希望が多い「健康まつり」を各種ボランティア団体の力を借りながら開催し、健康問題の関心を高めてまいります。

医療関係では、昨年度から始まりました後期高齢者医療制度が、今年度においても高齢者の皆さまが安心して医療を受けられるように努めるとともに、同じく昨年度から実施されました生活習慣病に着目した特定健診について、町独自の対象年齢や検診項目の拡大を引き続き実施し、町民の健康を守るために一層の充実を図ってまいります。

また、医療費の増嵩により国保財政は大変厳しい状況にあることから、国保会計の収支不足分について本年度は一般会計からの繰入により対応してまいります。国保税を含めた今後の費用負担のあり方につきまして、医療制度改革による影響も見据えながら検討してまいります。

このほか、介護保険、老人保健、後期高齢者医療の各特別会計の健全な運営に努めていくとともに、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費、乳幼児等医療費などの助成事業を継続してまいります。

本年度も町民の福祉向上に全力で取り組んでまいります。町の取り組みだけでは充分ではないと考えますし、ともに支えあう仕組み作りには、地域福祉の中核である社会福祉協議会や訓子府福祉会、各種福祉団体はもとより、町民の皆さまのご理解とご協力が不可欠でありますので、一層のお力添えを賜りたいと考えているところであります。

第3に「子どもたちが元気に育ち、明るく学ぶ町をつくりまします」についてであります。

私たちの使命は、子どもたちが心豊かに、自ら学び、そして何よりも力強く生きていくための力を養う環境を整えることが重要だと考えています。

そのために、教育関係団体はもちろんのこと、地域の教育力など町民が総力を挙げて次代を担う子どもたちの育成を図らなければなりません。

子育ての上で情緒を育む最も重要な幼児期の教育として、図書館で行われている「読み聞かせ」や「子ども映画会」、図書の貸出サービスの拡充、読書熱を高めるための各学校へ

の移動図書などについて継続して実施してまいります。また、今年で図書館開設25年を迎えますので、「図書館25周年記念事業」を行ってまいります。

幼稚園・保育園関係につきましては子育て相談の充実や前年度から行っております登園時間の延長や保育時間の拡大、さらには幼稚園における障がい児保育補助員配置につきましても継続拡充してまいります。

また、施設整備につきましても、園児の安全を確保するため屋外遊具の修繕や撤去を行う他、幼稚園の高圧受電設備の更新を行ってまいります。

近年、全国的に麻しんの流行が問題視されていることから、抵抗力の弱い園児への感染防止と流行時の開所体制を確保するため、幼稚園・保育園の教諭・保育士など保育に携わる全員の麻しん抗体検査を実施いたします。

日出・大谷地区についてはここ数年「ひので保育園」の入園児が減少してきており、保育効果維持のため、教育委員会の報告により地域と保護者との協議結果を踏まえ、本年度から「ひので保育園」を「くねつ保育園」に統合いたします。

学校教育につきましては、子どもたちの個性を大切にしたいきめ細かな指導を推進するため、道費負担による教職員の加配をはじめ、小中学校に町費負担の臨時講師（訓小1名・訓中1名）を引き続き配置し、きめ細やかな対応を図ります。

また、特別な支援が必要な児童生徒への適切な指導及び必要な支援を図るため、訓子府小学校に特別支援教育支援員1名を増員し、2名の配置をしてまいります。さらに、生徒が生きた英語に触れ国際感覚を身につけるため、語学指導助手を引き続き配置するなど教育環境の充実に努めてまいります。

平成21年度新たに地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかに育むことを目的とした、学校支援ボランティア「スクールサポーター」による「学校支援地域本部事業」を推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、一昨年度実施した耐震診断の結果を踏まえ、訓子府小学校校舎の耐震補強工事を実施し、さらに、訓子府小学校及び居武士小学校の体育館の耐震補強のための実施設計と給食センターの耐震診断を計画的に実施し、子ども達が安心して安全な環境で学校生活をおくれるように万全を期してまいります。

また、各学校の屋外遊具の安全管理を強化するため危険箇所の修繕を行うとともに、訓子府小学校と訓子府中学校グラウンドの暗渠排水工事及び居武士小学校通路等の舗装工事を実施します。近年活動が活発に行われている訓子府小学校スクールバンドと訓子府中学校吹奏楽部の古い楽器の更新や不足台数の補充をしてまいります。

訓子府高等学校の存続問題につきましては、平成21年2月末現在の出願者数は46人と、2学級を確保できるかどうか予断を許さない状況となっています。

今後も、生徒の確保や進路指導の充実に向けた「訓子府高等学校教育振興会議」「訓子府高等学校体育文化後援会活動」に対する支援などとともに、訓子府高等学校の生徒へのスクールバス乗車についても引き続き行うなど、訓子府高等学校存続に向けて学校関係者や教育委員会は勿論のこと、地域の代表者も含めた訓子府高等学校教育振興会議とともに町ぐるみで取り組んでまいります。

また、現在1市6町のバス通学定期券利用者を対象に行っている「ふるさと銀河線代替バス定期運賃差額補助」が、本年3月末の発券をもって終了することに伴い、新たな永続

的運行対策の一環として、町単独の補助である「バス通学定期運賃補助制度」を創設し通学費負担の軽減を図ってまいります。

第4に「みんなで学び合い、文化の町をつくります」についてであります。

「まちづくり」の根幹をなすものは「ひとづくり」であります。人は老若男女を問わず学び続けることが必要であり、私の使命は町民の皆さまが「いつでも、どこでも誰もが学べる場所」を設けることであると考えております。そのようなことから、町の屋台骨を支える町民の皆さまの学ぶ機会の充実を図るため、一層努力してまいります。

人格形成に大きな役割を担う社会教育・社会体育活動を推進するため、「いつでも・どこでも・だれもが自由に学習できる環境の提供」を目標に、各種学級・講座やスポーツ教室・大会の開催をはじめ、芸術・文化の鑑賞機会の確保や展示・発表会を開催してまいります。さらに、社会教育・社会体育活動の推進に向けて、指導者養成や各種団体・サークルの育成などの各種活動を支援してまいります。

子どもたちの自主性・主体性を育む各種活動を推進するため、子ども放課後・週末支援事業「竹の子クラブ」の実施や、日出・大谷地域の皆さんが開設した「みつばちクラブ」への支援を継続してまいります。さらには子どもを対象としたスポーツ教室の開設やスポーツ少年団活動への支援など、子どもたちの健全育成を図る環境づくりに努めてまいります。

高知県津野町との姉妹町交流事業は、昨年度から長期的な視点で未来を担う子どもたちを育てるため、小学生を対象とした交換留学を実施したところですが、今後さらに産業や文化などの分野についても活発な交流を行ってまいります。

子どもから大人まで広く利用されている社会教育施設などについては、公民館舞台調光、吊り物等設備更新をはじめ、トイレの洋式化と老朽化しているスポーツセンターの高圧受電設備の更新を行うとともに、学びの拠点である社会教育・社会体育施設が有効に利用されるよう、施設の運営や適正な維持管理に努めてまいります。

第5に「農業も商工業も将来に夢がもてる元気な町をつくります」についてであります。

冒頭でも申し上げましたように、全国的に経済状況は先が見えない状況にあります。特に昨年は農業にとって極めて厳しい状況が続きました。飼料等の資材価格が高騰する中で農産物価格への転化が進まず、さらにWTO、EPA交渉の先行きや価格補償などの悪化が農業経営を圧迫し、また、中国ギョウザ事件やミートホープなど食の安全性に関する問題も多発するなど食料自給に関する関心も高まってきました。さらに、昨年、一昨年と異常気象とも言えるような天候とあいまって降雹被害に見舞われるなど、本町の基幹産業である農業をはじめ他産業にも大きな打撃を与えています。

さて、本町の基幹産業である農業の振興についてであります。現在の^{こんとん}混沌とした農業情勢の中、生産物の安心・安全といった消費者ニーズに応えるために、今後も「きたみらい農業協同組合」と連携を密にしながら農業行政を推進してまいります。

農業振興施策として「農業技術対策事業」や「農業振興対策事業」などへの補助を継続するとともに、「農業経営基盤強化資金」や「次世代農業者支援融資」、降雪や台風などの被害に対する資金の利子補給を継続するとともに、平成20年の降雹^{こうひょう}被害に係る資金の利子補給を新たに実施してまいります。

また、文部科学省の補助事業「戦略的^{せんりゃくてき}大学連携支援事業」として、北海道大学との連携

協定締結により農業経済学博士研究員を常駐した「訓子府サテライト」を設置し、地域拠点型農学教育システムのネットワーク化に取り組み、地域農業の可能性を希求し^{ききゅう}学術的見地からも農業発展に努めてまいります。

酪農・畜産業の振興につきましては「家畜資質改善対策事業」や「乳牛検定事業」「酪農ヘルパー事業」「畜産環境整備事業」などに対する補助を継続するとともに、町内酪農の生産基盤整備を行う「公社営畜産担い手育成総合整備事業」を継続するなど、酪農、畜産経営の安定と飼養環境の向上に努めてまいります。

また、本年度から道営草地整備事業を5ヶ年計画で実施し、町営牧場の草地整備改良に取り組んでまいります。

農業基盤整備につきましては、「訓子府南部・東部地区道営畑総事業」で暗渠排水、区画整理などを継続事業として実施するほか、面的な整備を主体に昨年度から実施している「北見南地区道営畑総事業」に、新規事業として「北見北地区道営畑総事業」と紅葉川の排水路整備を行う「道営西富地区かんがい排水事業」を継続実施するとともに、西富地区のタンノム川改修を行う「道営西富中地区基幹水利ストックマネジメント事業」を実施してまいります。

また、近年の本町における異常気象による農地の流亡対策のため、北海道の事業で行われる農地防災機能増進事業を北海道と共同で継続して取り組み、新たな防災整備を検討してまいります。

農地の流動化の推進及び後継者の配偶者対策につきましては、農業委員会や農業協同組合など関係機関と引き続き連携を密に対応してまいります。

なお、懸案となっております常呂川河川敷地払い下げにつきましては、平成21年度には国土交通省から財務省へ所管替えになり、今年度中に払い下げの予定となっていることから、引き続き払い下げ価格について関係機関に対し要請してまいります。

訓子府土地改良区につきましては運営の円滑化を図るため、事務事業の執行について支援を継続してまいります。

林業関係につきましては、昨年度作成した「施業計画」に基づき町有林経営の健全化と民有林の健全育成のため、広域的な民有林育成指導を展開している新生紀森林組合が実施する「民有林育成指導事業」に対して補助を継続してまいります。

また、森林、環境の多目的で多様な町民参加の活動を検討し、森林育成と農業被害防止のため、猟友会訓子府部会に「有害鳥獣駆除協力補助金」などを継続してまいります。

林道の整備につきましては、北海道の代行事業として町有林の「吉井沢線林道整備」を継続して進めてまいります。

商工業の振興につきましては、昨年度北海学園大学がまとめた商店街活性化に向けた基礎調査研究などを活用し、関係機関と連携し推進していく考えであり、指導的役割を担っております商工会及び商店街協同組合に対し、補助を継続してまいりますとともに、「ふるさとまつり・さむさむまつり」などの開催を通して、地域の振興・活性化を図るため産業観光振興協議会に引き続き支援をしてまいります。

また、商工業を取り巻く環境が依然として厳しい中、「中小企業特別融資利子補給」制度などを継続実施し、昨年度実施補助したプレミアム商品券等も商工関係者の意識の盛り上がりなどを基本に検討してまいります。

農業交流センターにおいては、地産地消をテーマとした加工講習会を開催するなど、近い将来特産品の新たな開発や販売などを視野に地域活性化の拠点となるべき取り組みを推進してまいります。

新規事業として「産業後継者育成基金」を活用して産業後継者国内研修を実施し、産業と町づくりについて、近隣の青年や町職員とともに青年の皆さんに学んでいただく機会を拡充してまいります。

労働関係につきましては、「季節労働者生活資金貸付及び利子補給」制度などを継続するとともに、季節労働者の雇用対策として国の緊急雇用対策を積極的に活用しながら雇用拡大に努め、広域事業で雇用の安定化を図るため、各種資格取得等への支援を行ってまいります。

平成20年度策定の「訓子府町地域新エネルギービジョン」において、たまねぎの茎葉など農業系、間伐廃材など森林系、廃プラなど生活系バイオマスを混合した燃料が有力との結論を得たことから、重点プロジェクトと位置づけ、今年度もNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の補助を導入し、事業化に向けた実施計画を作成いたします。

第6に「環境を考えた住みよい町をつくります」についてであります。

全ての町民が日々の暮らしの中で求めるものとして、「安心」、「安全」で快適な生活環境の確保が重要だと考えております。そのためにも、町民生活で重要な道路や上下水道などのインフラ整備、交通事故や犯罪のないまちづくりはもちろん、自然環境の保全などの良好な生活環境を将来の町民に引き継ぐ必要があります。

昨年町民の皆さま、上下水道経営審議会、議員の皆さまのご理解を賜りました上下水道料金につきましては今年度から値上げをさせていただきますが、快適で衛生的な生活環境を維持するため、農業集落排水処理施設は今後も維持管理に万全を期すとともに、実践会地区における個別排水処理施設整備につきましても継続して実施してまいります。

上水道事業につきましては、北海道横断自動車道網走線事業で支障となるシルコマンベツ線送水管の移設を行ってまいります。

次に、安全で快適な道路網の整備につきましては、北海道横断自動車道網走線の整備につきまして用地買収も本格的に進められており、大谷・実郷地区の土盛り工事及びシルコマンベツ線の橋梁工事も着工する予定となっております。今後もさらに整備促進に向けて、建設促進期成会を通じ、道内関係市町村と連携を図りながら関係機関への要請活動を進めてまいります。

また、町道網の整備では、新規事業として昨年ホクレンくみあい飼料株式会社から用地の一部をご寄付いただき町道認定した「町道大町北3条線道路整備事業」を実施してまいります。

維持修繕事業としましては、町道の舗装補修や区画線設置、道路の修繕や迅速な除排雪など、安全で効率的な道路交通網の確保に一層努めてまいります。

町営住宅整備関係では、昨年国の2次補正分としてご承認いただいた定住促進空き家活用住宅整備とともに、既存住宅を有効に活用し、高齢者世帯や新婚世帯等に配慮した末広団地（1棟4戸）の全面的な改善をしてまいります。

また、消防法の改正に伴い住宅に火災警報器の設置が義務づけられたことにより、町営・町有住宅への火災警報機の設置を平成20年度から2年計画で設置をしているところす

が、本年度は残りの380個の設置をしまいにします。

河川環境整備事業では、オロムシ川・ボンケトナイ川、今年から新規に着工するオシマ川の早期完了について、北海道を始めとする各関係機関に要請活動を続けるほか、河川改修整備事業により日の出排水整備事業の完成をめざします。

また、各実践会や河川愛護組合に対する河川維持報償金を継続して、排水能力の維持向上と災害の未然防止につなげてまいりたいと考えており、林地保全と小河川の安全確保に必要な治山事業については、引き続き要整備箇所施工の要請活動を重ねてまいります。

さらに、常呂川の美しく豊かな河川環境と生態系を守り、次世代へ引き継ぐため、流域市町である北見市、置戸町と連携し「常呂川水系環境保全条例」を制定します。

平成18年4月で廃止になったふるさと銀河線のレール、枕木等は関係各位のご理解により販売、処分をいたしました。昨年度から沿線関係者を対象に説明会を実施してきたふるさと銀河線の跡地については本年度一部用地の売却を行うとともに、売却にあたって地域毎の説明会や駅舎に隣接する跡地についての協議を今後も進めてまいります。

次に、住民の安全に関する施策でございますが、町では従来より交通事故の撲滅をめざし交通安全に取り組んでいるところですが、町内では平成18年の死亡事故発生以来、約900日間死亡事故0日が続いております。

しかし、死亡事故に至らないまでも交通事故は、昨年だけでも8件が発生しています。今後も「交通事故死ゼロの日 目標毎日」を掲げ、関係機関、団体、地域が一体となり、危険箇所の点検や啓発活動に積極的に取り組むほか、交通安全協会など関係団体への活動に対する補助を継続してまいります。

さらに、防犯協会、暴力追放推進協議会への活動費補助を継続し、明るいまちづくりに一層努めてまいります。

町民の生命と財産を守るための中心となる訓子府消防団へ引き続き支援を行っていくとともに、北見地区消防組合や関係機関と連携を強化し、より迅速に対応してまいります。また、消防職員の健康管理と環境改善を図るため仮眠室整備を行うなど、地域に根ざした消防団の活動を安定させ強化するため、消防団互助会及び消防後援会に引き続き補助を継続してまいります。

本年度は、災害現場における通信手段の確保及び応援活動による指揮系統の統率を図るためのトランシーバーを購入してまいります。

現在、新聞、テレビなどのマスコミを通じ地上波デジタル放送の平成23年7月完全移行が盛んにPRされておりますが、本年度、既存の訓子府テレビジョン中継局の送受信装置のデジタル化を行ってまいります。

第7に「効率的な行政、健全な財政をめざし行政改革をすすめます」についてであります。

平成21年度も地方自治法に定めた「副町長」を配置せず、町民の皆さまや職員のご理解をいただきながら町政を進めてまいります。町の財政につきましては、今後も厳しい状況が見込まれておりますが、昨年策定した「財政健全化戦略プラン」に基づき行政改革をさらに強化してまいります。私自身の公約でありマニフェストで検討を約束している新たな公会計システムの導入については、総務省の指示も配慮し管内町村に先がけて進めてまいります。

さらに、本町の特定する事業へ共感する町内外の人たちが寄付を通じて社会投資し、まちづくりに参加できる仕組みとして「訓子府ふるさとおもいやり寄付」制度も1年を経過し、現在のところ寄付者が全国から29名の応募があり、金額にして133万円の寄付が寄せられています。今後はこの事業への賛同を得るため札幌くんねっぷ会、さらに東京くんねっぷ会再結成も含め、あらゆる機会を通じてPRをするとともに、まちづくりへのアイデアもいただきながら基金を寄付者の希望に添った形で有効に活用してまいります。

全体の奉仕者である職員についても、現在の厳しい社会情勢の中にあつて自己研鑽を奨励するとともに職員研修を継続し、町民と同じ目線に立って、能力や意欲を十分に発揮できるよう地域活動やボランティア活動への積極的な参加を奨励してまいります。また、各課間の壁を乗り越え、地域課題解決に向けて職員が一丸となって取り組むための意識改革、町民の皆さまの役に立つ役場、職員になるように努めてまいります。

最後に、すでに議会でお認めいただいております一部紹介させていただいた平成20年度の国の1次及び2次補正についてでございます。

平成20年度から平成21年度に予算を繰り越す、いわゆる「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を財源に、国の1次補正分では学校給食センター耐震診断業務と消防庁舎の耐震補強実施設計業務を。

2次補正分では、「地域活性化・生活対策臨時交付金」を財源に定住空き家活用住宅整備、訓小及び訓中のグラウンド暗渠排水、居小の通路等舗装、公民館舞台調光・吊物等設備更新、商工会を事業主体とするプレミアム商品券発行事業を新年度で実施し、また、平成20年度で一旦積み立てた基金を活用して町営・町有住宅屋根塗装、東幸町線道路整備などの事業を予定しております。

さらに、国の定額給付金及び子育て応援特別手当につきましても新年度にまたがる事業実施となる見込みであります。事務の停滞を避け万全を期して対応してまいりますのでご理解とご協力、お力添えをお願いするものでございます。

以上、平成21年度の町政執行に向けて、所信の一端と主な施策について述べさせていただきましたけれども、私は、全ての町民の皆さまが住みやすい町を実感していただくため、今年度も全力を挙げて取り組む決意であります。町民と行政による「協働」は顔が見える関係が基本であり、行政の責任を放棄するものではありません。地方自治は住民自治と団体自治からなっており、まちづくりへの町民の参加、参画は権利でもあります。

改めまして、政治の主権者である町民の皆さまと行政の監視役、町民の代表である町議会議員の皆さまの一層のご理解、ご指導、ご協力を心からお願い申し上げます。平成21年度の町政執行方針といたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） はじめに、長文にわたりますので、やや早口になることをお許しいただきたいと思っております。

平成21年第1回定例町議会の開会にあたり、教育委員会所管の教育行政執行方針について申し上げ、町議会議員の皆様並びに関係機関、町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

近年、我が国においては急速かつ広範な社会の変化に対応して、様々な見直しが行われており、教育においても新学習指導要領が告示されるとともに、改正教育基本法の理念の

実現に向けて、国では「教育振興基本計画」を策定し、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を示しました。

教育委員会としましては、このような教育を取りまく情勢の変化や改革の動向等をしっかり受けとめ、子ども一人ひとりが希望と高い志を持ち未来に向かって心豊かにたくましく生き抜く基礎となる教育を推進してまいります。

また、だれもが生涯を通じて学び、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習ができその成果を適切に生かすことに努めるなど学校教育、社会教育の充実を図り、第5次訓子府町総合計画の基本目標であります、「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」をめざした教育行政の推進に努めてまいります。

はじめに「学校教育の充実」についてであります。

新学習指導要領では、これからの時代を担う子どもたちに「生きる力」を育む理念を継承し子どもたちが変化の激しい社会を生きるために、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく育てることが求められています。

また、本年度から小学校は平成22年度まで、中学校は23年度まで新教育課程への先行及び移行期間がスタートすることから円滑に進むよう努めてまいります。このため、学校は創意工夫を図り特色ある教育活動を展開し、その基盤となる教育環境づくりは学校・関係機関等と一体となって充実に努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、学習意欲の向上や学習習慣の形成を図り基礎的知識・技能を身に付けさせるなど、基礎・基本の定着を図ることが必要であります。このため、道の加配措置と町単独の臨時講師を引き続き配置し、きめ細かな学習指導の充実などに努めてまいります。

また、本年度も文部科学省の方針に沿って「全国学力・学習状況調査」を実施し、その結果に基づき指導方法の工夫・改善を図るとともに、調査結果を十分活用し適切に取り組んでまいります。

豊かな心の育成につきましては、子どもたちが学校生活を通じて、社会の一員として自覚を高め、規範意識を持つとともに、安心して学校生活を送ることが必要であります。このため、発達段階に応じた道徳時間の充実を図るとともに、学校教育活動全体を通して命を大切にす心、善悪の判断などの倫理観や規範意識、他人を思いやる心などを育む教育を推進してまいります。

また、いじめや不登校問題などは、どこでも起こりうるとの認識の下、児童生徒の発するサインを敏感に受け止め、早期発見、早期対応に努めるとともに、学校・家庭との連携を図りながら、児童生徒や保護者の不安や悩みを受け止める教育相談体制等の充実に努めてまいります。

さらに、基本的な生活習慣として、幼稚園（保育園）、小中学校・高校の共通目標である「あいさつ（声かけ）運動」を継続してまいります。

健やかな体の育成につきましては、子どもたちがたくましく成長するためには安全の確保や心身共に健康で体力の向上が極めて重要であります。このため、児童生徒の安全・安心を地域ぐるみで守り育てることが大切であり、学校巡回の継続や家庭・地域・関係機関団体等との連携・協力による、各種安全対策事業の充実に努めてまいります。

また、学校においては、子どもたちが自ら身を守る力を育成するための防犯教室・防犯

訓練の実施や危機管理体制の点検など安全対策の充実に努めてまいります。さらに各種健康診断、健康教育、相談体制の充実や昨年度から実施されました「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を活用し子どもたちの体力・運動能力の向上に努めてまいります。

安全・安心では、子どもたちが長時間過ごす校舎等の耐震につきましても大変重要ですが、昨年度、訓子府小学校校舎の耐震補強工事に向けて実施設計が完了しており、本年度耐震補強工事を実施してまいります。

また、訓子府小学校・居武士小学校の体育館につきましても、昨年度に耐震診断を行い耐震補強が必要との結果がでたことから、本年度実施設計を実施してまいります。さらに、給食センターにつきましても耐震診断を実施していますが、結果に基づき適切に対応してまいります。

特別支援教育につきましては、本年度は訓子府小学校に4学級の特別支援学級を設置し、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学に努めてまいります。昨年度から特別支援教育の支援体制の充実を図るため、訓子府小学校に特別支援教育支援員1名を配置しているところでありますが、児童・生徒が減少している中で特別な支援が必要となる児童の増加、支援内容の多様化や在籍児童学年の拡大などにより、本年度新たに支援員を1名増員し、さらにきめ細かな対応に取り組んでいくとともに、幼稚園（保育園）・学校・関係機関等と連携を図り、一貫した支援に向けてまいります。

教育費の支援につきましては、経済的に就学困難な児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、就学援助などのきめ細かな対応に努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、運転者と児童生徒とのコミュニケーションや乗車マナーの指導なども含め、安全運行に努めてまいります。

教職員につきましては、信頼される学校づくりや確かな学力の育成などには、教職員の資質や能力の向上が欠かせないことから、教員には常に研究と修養に努め専門性の向上を図ることが必要であります。このため絶えず主体的に研修を積み重ねていくことができるよう校内研修・学校教育指導訪問の充実や各種研修事業等への支援、参加の促進を図ってまいります。

また、昨年度から学校職員評価制度が、本年度から教員免許更新制度が実施され教職員の資質能力の向上や保持、学校の活性化が図られておりますので引き続き適切に対応してまいります。さらに、教職員としての自覚を高め、モラルの向上やサービスの徹底、健康管理などの充実に努めてまいります。

国際理解教育では、引き続き語学指導助手を配置し基礎的・実践的なコミュニケーション能力のより一層の向上を図ってまいります。なお、語学指導助手は中学校での活用が主ですが、小学校の新学習指導要領の先行実施として行われる外国語活動においても積極的に派遣するとともに、幼稚園・高校、さらに公民館講座などの活用により、多くの町民に語学教育や外国の歴史・文化・伝統にふれあう機会を提供してまいります。

情報教育につきましては、児童生徒がコンピュータの基礎的知識や操作方法を習得し、授業における効果的な活用や適切な情報を主体的に収集、選択し活用できる能力を養うことや携帯電話を含め情報機器を正しく利用するモラルなどを含めた育成に努めてまいります。

学校は、地域社会を基盤として存在するものであり、充実した学校教育の実現には学校・

家庭・地域との連携・協力が不可欠であります。このため、学校は創意工夫し、主体的に開かれた学校づくりを進め家庭や地域に信頼される学校づくりを推進することが求められております。そのため、本年度スタートする学校応援団の「学校支援地域本部事業」スクールサポーターとの連携に力を入れるほか、「学校だより」の全戸配布、「ホームページ」の活用や「公開授業」の実施、さらに、自己評価や外部評価の結果を公表するなど学校評議員、保護者や地域住民の声を活かした学校運営の改善・充実を図ってまいります。

次に各学校等について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、義務教育及びその後の教育の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児の健やかな成長のため、家庭・地域・幼稚園が十分な連携を図り、一層の幼児教育の充実に努めてまいります。

昨年3月の新たな幼稚園教育要領の告示を受け、学習会などを行ってまいりましたが、本年4月から新幼稚園教育要領の完全実施に向けた教育課程編成、年間指導計画に沿い、幼児の健やかな成長を促してまいります。

保護者の就労形態の多様化などから家庭での保育が困難な保護者ニーズに対応し、昨年4月から実施しております登園時間や延長保育時間のそれぞれ30分の拡大と、延長保育の場所についても利用園児が多いことから引き続き幼稚園で継続してまいります。

また、障がい児保育のための保育補助員の配置につきましても、対象園児の増加から1名増員し2名の配置とし幼稚園生活をサポートしてきめ細かい保育を行ってまいります。

各学校や地域との連携交流につきましても保育園や小・中・高等学校、老人福祉施設などとの交流・連携などにも積極的に取り組んでいくほか、子育ての悩みや子育ての不安が増大している状況を踏まえ、気軽に相談できるよう相談室や園庭を子育て情報交換の場として活用できるような環境にも継続して努めてまいります。

さらに、新たな取組みとしまして、各種感染症などの蔓延が心配される中で、代替を含む教職員全員の麻しん抗体検査を保育園とともに実施してまいります。

施設整備の面では、屋外に設置されておりますブランコや滑り台など遊具の安全管理のため危険個所の修理や、老朽化しました高圧受電設備の変圧器や開閉器などの更新を行い施設整備に努めてまいります。

訓子府小学校につきましては、教科用教材、スクールバンド用楽器の更新、屋外遊具の修繕や校舎内消火栓ホースの更新など、施設や教育環境の整備・充実に努めてまいります。

また、本年度も引き続き町単独の臨時講師を配置するとともに、特別支援教育支援員を1名増員するなどサポート体制の充実を図ってまいります。

居武士小学校につきましては、職員室等電話機更新、屋外遊具の修繕や校舎内消火栓ホースの更新など施設設備の整備や教科用教材、図書の充実などに努めてまいります。

訓子府中学校につきましては、本年度も吹奏楽用の楽器更新のほか、教科用教材等備品の購入、部活動補助や図書の充実などに努めてまいります。

また、町単独の臨時講師を引き続き配置し、各教科・特別活動等の指導体制の充実に努めてまいります。

町から事務の一部委任を受けております保育園の運営につきましては、常設保育所のくんねっぷ保育園のほか、季節・へき地保育所としてあさひ保育園とひので保育園の2園で市街地区と日出地区において運営してまいりましたが、少子化に伴い入園児数の減少及び

保育サービスの充実から、ひので保育園を保護者及び関係町内会・実践会の皆様のご理解をいただき、本年3月をもって統廃合することといたしました。

昭和36年開設以来、ひので保育園の運営にご支援ご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

幼稚園と同様に、昨年4月から実施してまいりました家庭での保育が困難な保護者ニーズに対応するため、各施設での早朝時間を含めての保育時間の拡大につきましては、保護者の皆さんが安心して働くことができ、ゆとりをもって子育ての喜びを味わうことができるよう今後も継続してまいります。

また、子育て支援の相談窓口としての子育てトークの開催や未就園児と保護者が活動する機会を設ける「保育参加」の園開放などにも努めてまいります。

施設の整備につきましては、園児たちが安心して遊べるよう屋外遊具の修理及び新規購入など整備をしております。

学校給食センターにつきましては、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るため学校給食法が改正されました。このため、昨年度から配置しています栄養教諭をはじめ、すべての教職員が連携・協力して食に関する指導や望ましい食習慣が身に付けることができるよう推進してまいります。

また、学校給食は成長期にある子どもたちの健全な発達のため、衛生的で安全で栄養バランスのとれた食事を提供することが必要であります。しかし、食材などが高騰し望ましい給食の提供ができないことから給食材料費の最低限の改正をし、献立の工夫をはじめおいしく栄養バランスに心がけた給食の提供を図るとともに、国産・道内産や地場農産品、減農薬野菜などの安全な食材の積極的な活用に引き続き努めてまいります。

訓子府高等学校につきましては、昨年公表されました「公立高等学校適正配置計画」では、配置計画で示された募集人員に対し1学級相当の欠員が生じ学級減となる場合、見直しされることとなっており、平成21年度以降の生徒確保が大きな課題となっております。このため、引き続き訓子府高等学校教育振興会議等を通じた支援策を講じ学校の教育活動等と一体となってPRに努め生徒確保に努めてきたところであります。平成21年3月の網走中学区の中学卒業者は対前年比134人、北見市内で163人と大幅に減少する中で、出願状況は前年度より減少し、2間口となる46名の出願者となりました。

しかし、実際の入学者数が未定であることや減少に歯止めがかからない中学卒業生数など、依然として訓子府高校の置かれている状況は厳しいものがあり、より一層、積極的な募集活動を図るなど、関係機関・団体等との連携を強めながら、来年度以降の入学生確保に取り組むなど、存続に向けた積極的な各種施策等を図ってまいります。

次に、「社会教育の振興」についてであります。

「いつでも、どこでも、だれもが自由に学べる生涯学習社会を目指して」を基本理念として、個人やグループなど全ての人々が自由に学習しながら成長できる環境づくりやその成果を生かす機会が必要であります。

そのために、住民のあらゆる学習活動への支援や学習の発表の機会提供を図るのはもちろんのこと、学校教育と社会教育における情報の共有や事業の連携、生涯学習情報紙「まなべル」発行、チラシ、インターネットなどによる各種事業の情報提供を継続してまいります。

青少年教育につきましては、子ども達の放課後や週末の活動拠点として「竹の子クラブ」の実施はもとより、居武士小学校区の児童を対象とした「みつばちクラブ」への継続支援を図るとともに、リーダー養成研修等を実施してまいります。

子どもたちを犯罪から守り安全を確保するための「子ども110番の家・車、安全パトロール隊」事業を継続し、町全体で防犯や子ども達の健全育成を図る環境づくりに努めてまいります。

また、新規事業として、住民の持つ能力や経験の一部を学校のためにさいていただき「スクールサポーター」として、学校をさまざまな形で手助けしていただく「学校支援地域本部事業」を展開してまいります。この事業は、学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで子どもを育てていく体制を整えることを大きな目的としていますが、かかわるスクールサポーターのみなさんにとっても自己を高め人を助ける喜びを感じられるよう社会教育面の効果にも十分配慮してまいります。

青年の学習活動につきましては、青年活動の場の確保、各種研修会や大会への派遣及び指導者養成に努めてまいります。特に、新規事業として「産業後継者育成基金」を活用した「産業後継者国内研修」を通じて、産業の振興はもとより、まちづくりの面でのリーダー養成にも力を注いでまいります。

成人教育につきましては、多様化するニーズや現代的な課題に対応するため、「まちづくり講座」や「公民館講座」、「男女共同参画講座」等の開催、さらには自らが様々な課題に取り組むための「マイプラン・マイスタディ事業」への支援をしてまいります。また、各講座については必要に応じて保育室を設置し参加しやすい環境に配慮してまいります。

高齢者教育につきましては、「若がえり学級」の活動を通じて、多様化する社会に対応する力や健康的で生きがいを追求できるよう自主的な学習活動を支援していきます。また、高齢者のもつ知識や経験などを町の学習・芸術・文化活動や異世代交流などに幅広く活用できるような環境づくりにも継続して配慮してまいります。

芸術・文化につきましては、心を豊かにし人生を有意義なものにする芸術・文化の鑑賞機会や学習の場を設けるため、「音楽の広場」や「秋の文化祭芸能発表」を開催するとともに、文化団体・サークル活動への支援を継続してまいります。さらに、児童生徒の書道や絵画、工作などの発表の場を設けるため「ジュニア・アート・フェスティバル」も継続開催してまいります。

また、歴史館を拠点として住民共有の財産である郷土の歴史・文化を保護・保全していきます。地域の伝統文化を伝承するため、高齢者の協力を得て児童生徒などへの「語りべ事業」を展開するとともに、高齢者などの豊富な知識や経験を生かした伝統文化をデジタル映像として記録保存を継続してまいります。

さらに、図書館と歴史館をつないだ空間で「子どもまつり」を図書館の関係事業と併せて開催するなど、両施設の機能を生かした相乗効果も図ってまいります。

公民館につきましては、団体や個人が気軽に芸術・文化・学習活動を発表できる場としてロビーを開放し、より意欲的で活発な活動ができるように支援体制をとるとともに、利用者懇談会などを開催しより親しまれる公民館として努力してまいります。

施設整備の面では、講堂横の女子トイレを洋式化するなど、高齢者や体の不自由な方に少しでも利用しやすい施設づくりに配慮してまいります。

一方では、本年度も利用予約のない午後５時以降を閉館にするなど、施設の利用効率を高めながら経費の節減にも努めてまいります。

図書館につきましては、住民が気軽に利用できるような図書館運営に努めるとともに、蔵書や資料の充実、障がい者・高齢者のための「本の宅配サービス」や「移動図書」を継続実施するとともに、幼児期より読書力を高めるための講演会や「読み聞かせ会」などを継続してまいります。また、「町民の本棚」として、郷土資料の収集・保存に努め、町民からの資料の寄贈、寄付の呼びかけを継続するとともに、「古本市」や「図書館開館２５周年記念事業」などの事業を通じて、図書館利用のＰＲにも努めてまいります。

さらには、他の図書館とネットワーク化されている蔵書検索システムを活用して、住民への広域的な情報提供サービスの向上を図りながら、生涯学習の拠点としての役割を果たし、より親しまれる施設として努力してまいります。

次に、社会体育につきましては、心身ともに健康で活力ある生活を営むために有効な手段でありますスポーツを振興し、スポーツ人口の底辺拡大や健康・体力づくりのために、各種スポーツ教室や管内・全道に向け発信できる「オホーツク玉入れ選手権大会」、「ＫＡＰＰＡマスタース水泳大会」を継続開催するとともに、スポーツセンターや温水プールを活用しての「生涯健康づくり促進事業」を関係課と連携を図りながら年間を通じて実施し、住民の健康に対する意識がさらに高まるよう努力してまいります。

地域の教育力を生かし、学校の体育授業に地域の指導者を派遣している「地域スポーツ指導者派遣事業」につきましては、「学校支援地域本部事業」と連動させながら継続実施するとともに、各種スポーツ団体活動の促進、指導者養成や研修会等への派遣事業を進めてまいります。

次に、スポーツセンターや温水プールをはじめとする各種体育施設の維持管理につきましては、平成２１年度から財政健全化戦略プランを本格的に実行に移すことから、利用状況に合せた開館時間にするなど、さらなる経費の節減と効率的な運営に努めてまいります。

また、施設整備では、スポーツセンターの高圧受電設備（キューピクル）の更新や温水プールＦＲＰ水槽の塗装修繕をするなど、安全で快適に利用できるように施設づくりに努めてまいります。

社会教育・社会体育に関連する団体への支援につきましては、文化協会、体育協会、青少年団体、成人団体など自主的な文化・スポーツ活動を行っている各種団体や町内で開催される管内大会規模以上の大会等に対しても補助を継続してまいります。

以上、平成２１年度の教育行政に係る主要施策等について申し上げましたが、その執行にあたりましては、町民の皆様の期待と信頼に応え、学校、家庭、地域、関係機関団体等と一体となって、地域に根ざした教育行政の推進に努めてまいりますので、町民の皆様ならびに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 以上をもって、町政執行方針、教育行政執行方針を終了いたしました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思ひます。
これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よつて、本日はこれにて散会することに決定いたしました。
皆さん、ご苦勞さまでございました。
明日は、午前9時30分からご参集をお願いいたします。

散会 午後 3時21分